

第2章 ひたちなか市の環境の現状と課題

本市の環境の保全や創造に関する取組を展開するにあたり、まず前提となる本市の環境の現状を認識し、そして問題を的確に把握する必要があります。

本市では、「ひたちなか市第2次総合計画※後期基本計画」の策定に向け、平成21年12月に市民の生活実態やまちづくりに関する意識調査を実施しました。また、「ひたちなか市第2次環境基本計画」の策定に先立ち、平成22年度から平成23年度にかけて、本市の環境に関する資料等の調査や、市民及び事業者の環境に対する意識調査等を実施しました。

本章では、これらの調査結果をもとに本市の環境の現状と課題について整理します。

1 人口と土地利用

●人口の推移

本市の人口は、近年微増で推移し、平成22年国勢調査においては、157,060人であり、水戸市、つくば市、日立市に次いで県下4番目の人口規模です。全国的に少子高齢化が進展し、平成17年にわが国の総人口が長期の減少過程に転じたといわれる中にあり、本市においても平成6年11月の新市発足以降、年少人口割合（0～14歳）及び生産年齢人口割合（15～64歳）が年々減少する一方で、老年人口割合（65歳以上）は増加しており、少子・高齢化が進行しています。

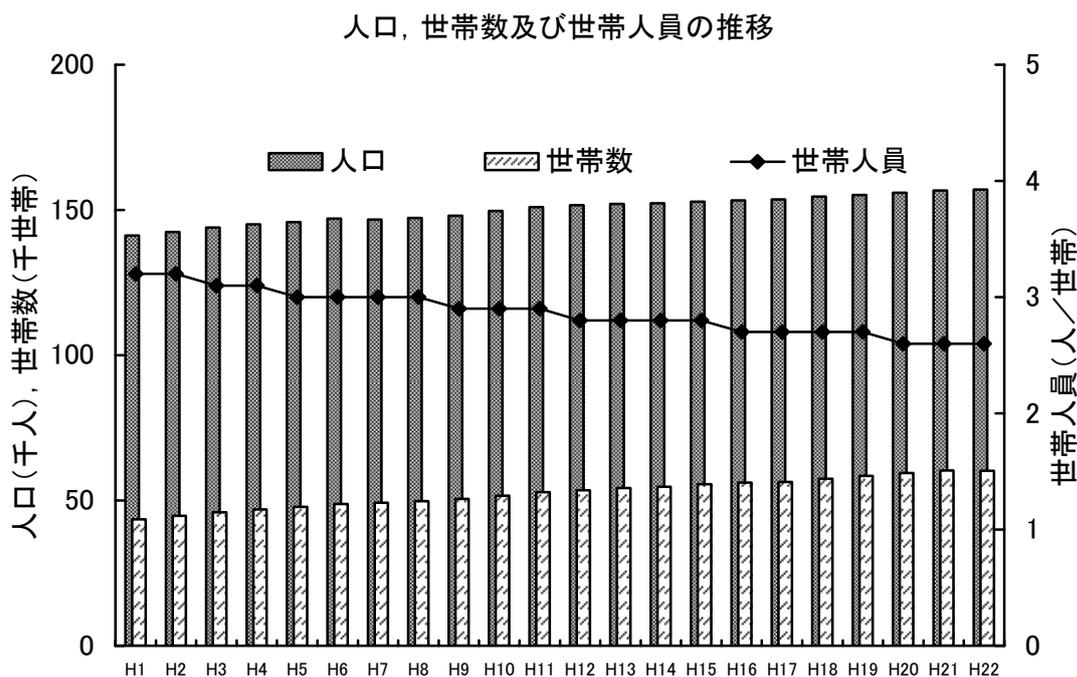
しかし、本市は他の市町村に比べて総人口に占める若い世代の割合が多く、また、今後のひたちなか地区開発による就業人口の増加も見込まれることから、平成27年度まで総人口は緩やかに上昇するものと推測されます。

また、核家族化が進行し、1世帯あたりの人員は年々減少を続け、総人口が漸増していることから、世帯数は増加傾向にあります。

県内各市の人口と人口密度

市名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	備考
茨城県	1,088,411	2,969,770	6,095.72	487.2	
水戸市	112,099	268,750	217.43	1,236	
つくば市	87,477	214,590	284.07	755.4	
日立市	77,965	193,129	225.55	856.3	
ひたちなか市	60,268	157,060	99.07	1,585.3	
土浦市	56,663	143,839	122.99	1,169.5	
古河市	50,465	142,995	123.58	1,157.1	

資料 平成22年国勢調査



資料 国勢調査、常住人口調査

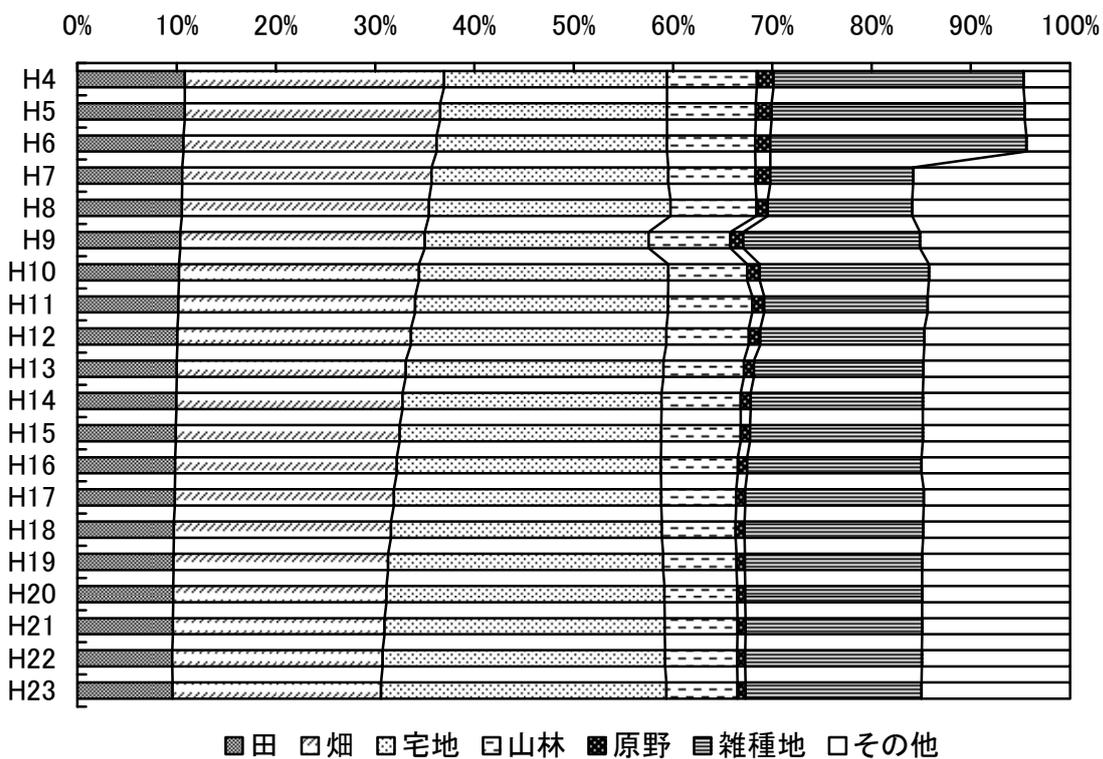
●土地利用の現状

本市の用途ごとの土地利用は、平成21年現在で、住居、商業、工業などの都市的な利用が43.1%、田・畑などが30.9%、山林・原野などが8.1%となっています。

本市は海拔約7m前後の低地地区と海拔約30m前後の台地地区に分けられ、低地地区はそのほとんどが水田地帯となっていますが、台地地区は平坦で開発に適していることから、郊外や市街地外縁部における宅地のスプロール化^{*}が進み、平地林などの自然の割合が減少しています。また、中心市街地の一部では、マンション建設などに伴う人口の回帰がみられます。

このため、河川流域や台地縁辺部などの残された自然環境を適切に保全しながら、土地利用を適正に進めていくことが必要です。

土地利用の経年変化



資料 資産税課

2 自然環境

●地形・地質

本市の大部分は、阿武隈山系から南東に緩やかに傾斜する海拔約 30m前後の那珂台地で、JR 勝田駅を中心に住居や工場群が広がり、その間に中小河川がくさび状に入り込んでいるほか、周辺には畑地や平地林、斜面緑地などの豊かな緑も残されています。また、那珂川の河口沿いには、漁港を中心とした市街地や水田地帯が形成されています。

阿字ヶ浦から東海村にかけての海岸低地沿いに標高 20m～40mの起伏に富んだ海岸砂丘（東海阿字ヶ浦砂丘）が残存しており、平磯から磯崎にかけての海岸線は、「平磯白亜紀層」として県の天然記念物^{*}に指定されている貴重な地形になっています。

地質は、市域の大半は軽しろう高燥な火山灰土で、酸度の強い洪積層ですが、那珂川沿岸に沖積層砂壤土がみられます。

●河川・海岸

本市の河川は、水戸市、大洗町との境界に那珂川が流れ、東海村との境界には新川が流れ、この両河川の間を早戸川、中丸川、本郷川などがくさび状に市街地を流れ、那珂川に流入しています。市内には10の河川があり、その延長は約44kmになります。

本市は太平洋に面しており、13kmの海岸線は、県の天然記念物^{*}に指定されている中生代白亜紀層の海岸、阿字ヶ浦や平磯の海水浴場などとあわせて、優れた海浜景観に恵まれています。

河川では、自然の景観を生かし、市民の安らぎや憩いの場として水辺の利活用を図っていくことが求められおり、また海岸については、磯崎漁港における砂利の堆積や茨城港常陸那珂港区の開発の影響などによる砂浜景観や海浜植生に影響が出ており、その対策が求められています。

●動物

本市沖合の太平洋上で暖流（黒潮）と寒流（親潮）がぶつかり合うため、生物相の中には南限に近いものや逆に北限に近いもの等が混在しています。

清水域を好み丘陵地や山麓の谷間の水田地帯に多く生息するトウキョウサンショウウオが、本市の市街地周辺で確認されていることも本市の良好な環境を表す特徴の一つといえます。

●植物

植物においても動物と同様に南限に近いものや北限に近いもの等が混在し、多様な自然環境を形成しています。

ひたちなか地区に自生するオオウメガサソウは、多年草の草状小低木で北半球の冷温帯から亜寒帯を中心に、日本に分布しており、国営ひたち海浜公園が世界の南限地であり、大変貴重な存在です。

台地縁辺部には良好な樹林等が多く残っており、国から特定植物群落として指定されている海岸沿いの「砂丘植生」や「釜上の植生」など貴重な植物群落が残っています。

●身近な水辺、自然

豊かな緑に包まれた台地、砂浜や岩場など変化に富んだ海岸線、那珂川と沿岸の豊穡な田園地帯、中小河川が形成する谷津と斜面緑地など、本市には良好な自然環境が数多く残されています。こうした身近に残された良好な自然は本市の大きな特徴でもあり、先人より受け継がれてきた貴重な財産です。

本市の自然環境に関する地域指定の状況については、阿字ヶ浦にまとまった保安林*があり、「大洗県立自然公園*」の一部として平磯から阿字ヶ浦に至る海岸線が自然公園*区域に指定されています。また、県自然環境保全条例に基づき、市北部には「多良崎城跡緑地環境保全地域*」、南部の部田野には「釜上自然環境保全地域*」が指定され、良好な自然環境を保全・保護するため、植物や地形地質・景観等の環境保全に関する一定の規制が設けられています。さらに、小場江堰用水路沿い、中丸川水系*や新川の斜面緑地等 10 地区 330.9ha を「風致地区*」に指定し、緑地や水辺地の景観等を保全しています。

この他にも、那珂川とその水辺、那珂川河口から国営ひたち海浜公園にいたる海岸部、北部の大規模な樹林地帯、中小河川や水路、溜池に接する斜面緑地・水辺地、さらには、大規模な水田や畑地帯などがあり、本市の良好な自然的環境を形成しています。こうした身近に残る良好な自然的環境を保全し、後世に残していくことが必要です。

●ひたちなか地区の自然

本市と東海村にまたがるひたちなか地区は、開発と貴重な自然の保全という2面を有しています。ひたちなか地区の開発は、県北地域振興の拠点として、また北関東の中核都市として、総合的な発展を先導する重要なプロジェクトであり、国営公園の整備や中核国際港湾などの開発が進められています。

この地区は、戦前旧日本陸軍が県有地・民有地を買収し飛行場を建設しましたが、終戦後米軍の対地射爆撃場として使用され、昭和48年日本政府に返還されました。このプロジェクトが始まるまでの約半世紀もの長い間、極めて特殊な地域として立入が禁止されていたことから大部分は全く手つかずの自然状態を保ってきました。文献によると、開発当初の動植物相は極めて多種類にわたり、個体数も多かったとあり、優れた生態系を形成していたことがうかがわれます。

国営ひたち海浜公園では、この特色ある自然条件を活かした整備を行っており、オオウメガサソウの群落、沢田湧水地周辺や砂丘エリアの自然植生など、貴重な植生や動物の生息環境の保全に努めています。

今後も様々な開発が進められていくひたちなか地区ですが、残された生態系を保全し、またこうした優れた特徴を生かした開発を進めるよう、市は国や県、市民、事業者と連携を図りながらひたちなか地区の開発と保全の調和を図っていく必要があります。

3 都市環境

●都市景観

本市の都市景観は、整然と整備された市街地の街並みをはじめ、豊かな緑に包まれた台地、岩礁や砂浜からなる変化に富んだ海岸線、那珂川と沿岸の豊穡な田園地帯、中小河川が形成する谷津、これらが一体となって良好な景観を形成しています。

都市化が進む本市では、建物の色彩などの統一感がない雑然とした街並みが広がるおそれがあることから、良好な景観を保持・創造するための取組みを進めていくことが課題となっています。

このため、良好な都市景観を形成していくために策定した「ひたちなか市都市景観ガイドライン[※]」を活用し、市民、事業者と協働しながら景観づくりに取り組むことが必要です。

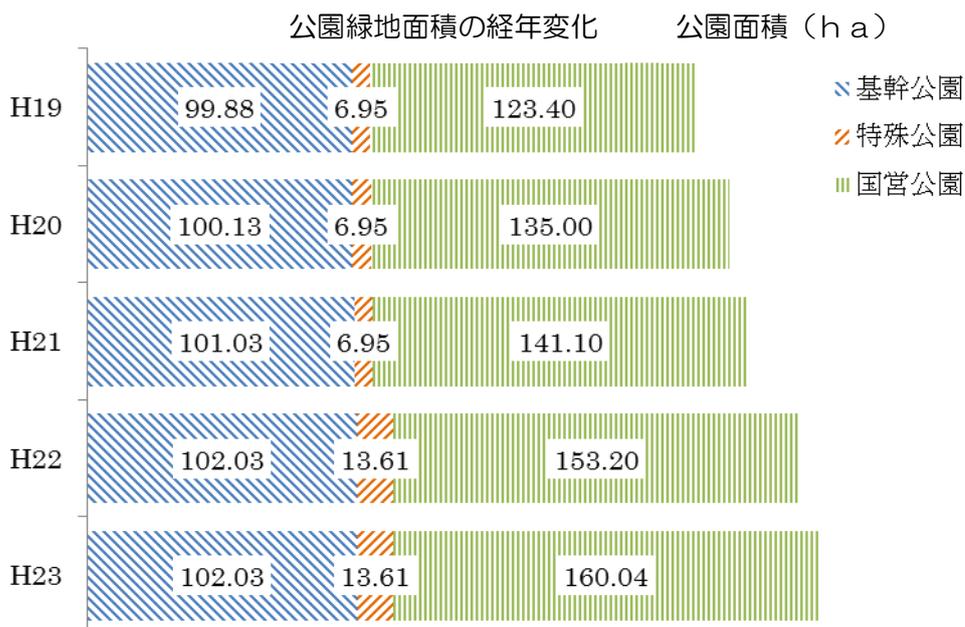
●公園・緑地

公園・緑地は、市民の憩いや安らぎ、ふれあいの場であるとともに、防災の機能や良好な都市景観を形成する一翼を担っています。さらには、地球温暖化[※]の防止や自然生態系の保全などの役割も担っています。

本市においては、子供からお年寄りまで、安全に利用できる身近な公園を中心に整備を進めており、また、市域に残る良好な斜面緑地等については、風致地区[※]や緑の保存地区[※]に指定し、地域性緑地として保全に努めているとともに、公共公益施設については、幹線道路等に樹木や花を植栽して、緑化の推進に努めています。

民有地の緑化については、工場・事業所等を建築する際に市の緑地確保基準[※]に基づく指導を行っているほか、住宅地については、生垣設置の奨励や記念樹の配布を行って緑地を促進しています。

緑化の推進は、地球温暖化[※]対策に有効な手段であることから、今後とも公園や緑地の整備を推進するとともにその維持管理に努めながら、市域全体の緑の総量を増やしていく必要があります。



資料 公園緑地課

●歴史的・文化的環境

長い時間をかけて郷土が培い、受け継がれてきた文化財は、本市の歴史と文化を理解するうえで、かけがえのない市民共有の財産です。これら貴重な文化財の適切な管理と保存を継続的に進めるとともに、文化財愛護精神の高揚を図ることが必要です。

本市には、国指定の馬渡埴輪製作遺跡や虎塚古墳をはじめ、多くの史跡、天然記念物^{*}、民俗文化財^{*}、伝統芸能等の有形・無形の文化財があります。埋蔵文化財^{*}調査センターや武田氏館等を利用し、貴重な文化財の収集、調査・研究、保存、公開を推進するとともに、文化財・歴史講座を開催し、文化財保護意識の啓発に努め、郷土理解と郷土愛のかん養を図ることが必要です。

また、伝統芸能や伝統行事などについては、後継者を育成し伝承することが課題です。

指定文化財の現況

区 分		国	県	市	計
有形文化財	建造物			2	2
	工芸品		5	4	9
	書 跡		1		1
	考古資料		3	9	12
	歴史資料			2	2
無形文化財				2	2
民俗文化財 [*]	有 形			2	2
	無 形			7	7
記 念 物	史 跡	2	2	11	15
	名 勝			3	3
	天然記念物 [*]		3	7	10
合 計		2	14	49	65

平成 23 年 3 月現在

資料 教育委員会総務課

●暮らしのマナー・モラル

都市化や核家族化の進展による近隣の交流や相互扶助の意識の希薄化などは、以前は大都市に限られた問題と考えられてきました。しかし、こうした問題は確実に地方都市へも広がり、本市においてもこれらに起因すると思われる近隣からの騒音や悪臭、犬の鳴き声やふん便の不始末などの苦情が多く寄せられるようになりました。お互いが快適に心地よい暮らしが送れるよう、生活からの騒音や悪臭などに配慮した生活マナーの向上を図っていく必要があります。

まちの美観を保つためには、自宅や事業所周辺の清掃や草刈り等、日頃の環境美化活動が重要です。地域で実施する清掃活動などへの参加意識を高め、市民協働のまちづくりを進める必要があります。

また、ごみの投捨てなどを含むごみの不法投棄も増加傾向にあります。ごみの適切な処理についての意識を高めるとともに、不法投棄に対するパトロールを実施するなど、監視体制を強化していく必要があります。

市ではこれまでごみの投捨て、犬のふん害防止について、啓発により意識の高揚を図ってきましたが、なかなか改善が見られず、平成18年3月に「まちをきれいにする条例」を制定し、清潔な美しいまちづくりを目指しています。

4 地球環境／循環型社会*

●地球環境問題*

地球温暖化*、酸性雨*、オゾン層の破壊*など地球環境問題*は深刻さを増しています。このため、世界的な規模での取組がなされており、我が国においても平成5年に環境基本法が制定され、平成6年には第1次の環境基本計画が策定され、その後も様々な取組が行われてきました。

特に地球温暖化*は人類が解決しなければならない喫緊の課題として、世界的に実効ある取組が求められています。1998年12月に京都で開催された気候変動枠組条約*第3回締約国会議(COP3。京都会議)で採択された京都議定書*が2005年2月に発効し、我が国は2012年までに温室効果ガス*の排出量を1990年レベルと比較して6%削減を義務付けられ、様々な対策を進めてきました。このような中、我が国は、2009年9月にニューヨークの国連気候変動サミットにおいて、温室効果ガス*排出量を2020年までに1990年レベルと比較して25%削減することを表明し、「チャレンジ25」と名づけ地球温暖化*防止のための国民的運動を展開することになりました。25%削減の義務を果たすためには、国民、事業者、地方公共団体、国が一体となって取り組んでいく必要があります。本市においては、市内の多くの事業者がISO14001*に基づく環境マネジメントシステム*を構築し、その中で省エネルギー活動等を積極的に推進しています。また市役所では平成15年11月に策定された「ひたちなか市エコオフィス計画*」が平成24年度で計画期間終了となるため、新たに「ひたちなか市第2次エコオフィス計画*（仮称）」を策定し、市役所が地域の一事業者・消費者として率先して環境保全に取り組むことにより、市民、事業者の環境保全に対する意欲の増進を図ります。

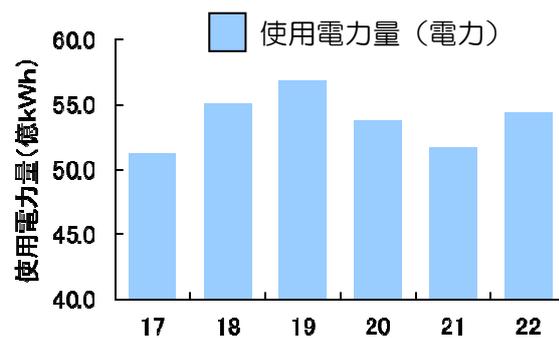
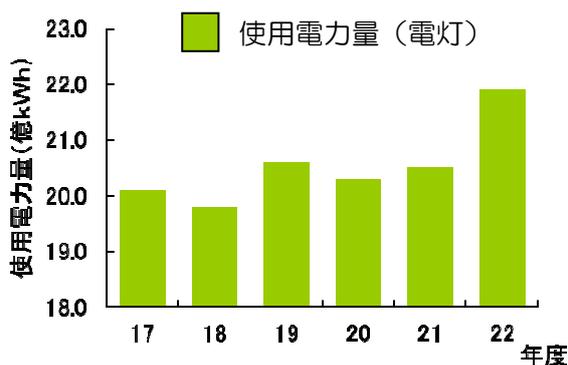
地球環境問題*の解決に向け、私たちは一人ひとりが地球人としての当事者意識を持ち、与えられた役割を的確に果たしていくことが最も重要です。

●資源・エネルギー

電気をはじめとする現在のエネルギーの多くは石油や石炭などの化石燃料*に依存しています。化石燃料*は使用の過程で温室効果ガス*である二酸化炭素*を多量に排出します。また、化石燃料*の埋蔵量には限りがあり、近い将来こうした資源が枯渇することが懸念されています。

一般用電力の使用量は漸増傾向にあり、大量消費・大量廃棄といったこれまでの浪費型ライフスタイルを改め、省エネルギー・省資源型のライフスタイルを定着・浸透させていく必要があります。

また、産業活動を中心とする動力用電力の使用量は近年ほぼ横ばいとなっていますが、エネルギー消費活動に占める産業活動の割合は大きく、今後は太陽光、風力等の再生可能エネルギー*や各種廃熱等の未利用エネルギー*の利用技術の開発や導入促進を図り、化石燃料*の利用から二酸化炭素*の排出の少ないクリーンなエネルギーの利用へと転換が必要になってきています。



資料 東京電力水戸支店

—東京電力(株)水戸支社管轄内の電気使用状況—

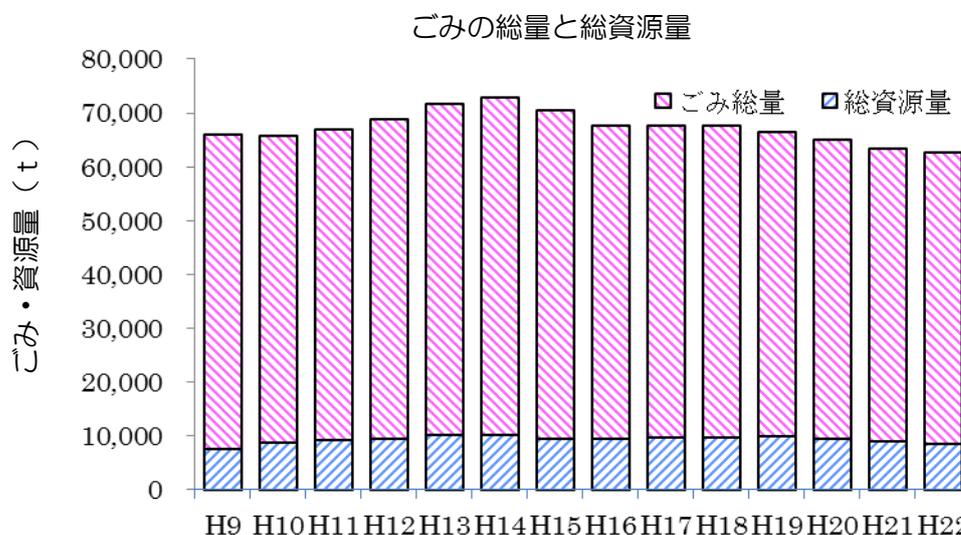
※東京電力(株)水戸支社の受け持ち地域：ひたちなか市，水戸市，日立市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，常陸大宮市，那珂市，大洗町，大子町，茨城町，東海村，鉾田市の一部，笠間市の一部，城里町の一部です。

●廃棄物

本市のごみ処理状況について、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみを合わせたごみの総量は、減少の傾向にあります。資源回収量は、体積的には増加しているものの重量的には平成19年をピークに減少しており、この要因については、近年の雑誌や新聞の販売量の減少やスチール缶・アルミ缶からペットボトルへの変換や新聞販売店による新聞紙の回収等があると思われます。また、レジ袋の削減やマイバック*持参運動、廃食用油のBDF*化など市民によるごみの減量化意識の向上の表れによると思われます。

現在、最終処分場不足は全国的に深刻な問題となっており、本市においても最終処分場の残余容量はわずかとなっています。一人ひとりが意識を持って、一層3R*（リデュース*，リユース*，リサイクル*）を推進し、最終処分量を減少させることが必要です。

また、ごみの投捨てや不法投棄については、啓発や監視員制度などを活用した未然防止に努めていますが、なかなか減少する傾向にはいたっていません。このため、「まちをきれいにする条例」の普及推進と不法投棄防止に向けた監視強化，指導・意識高揚を図っていくことが必要です。

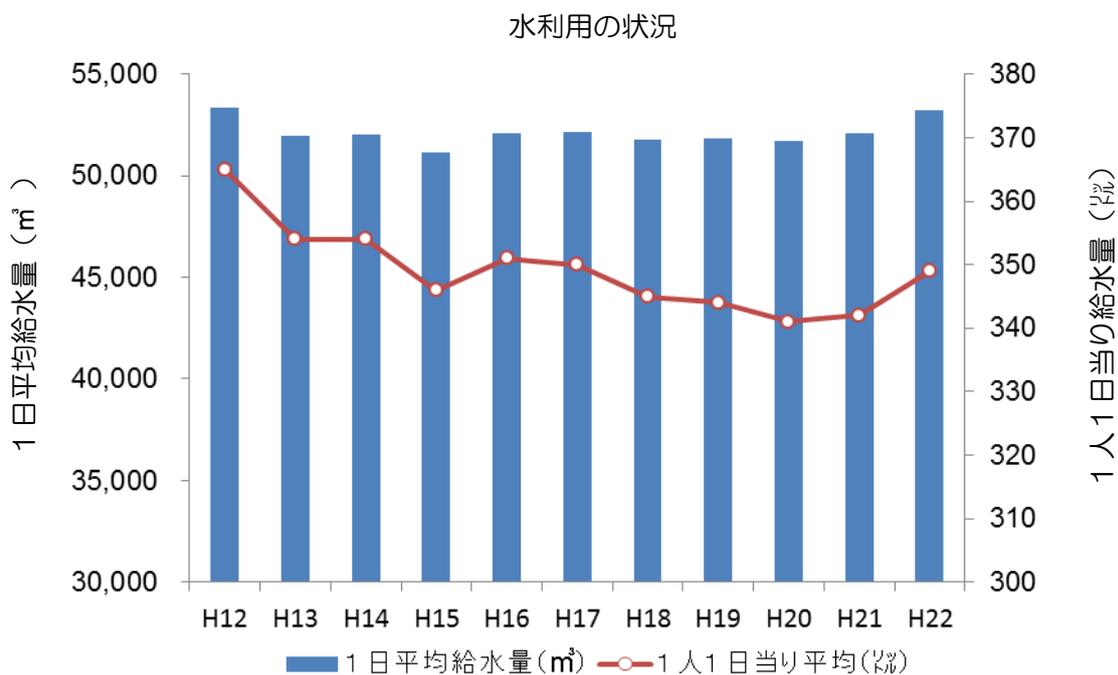


資料 廃棄物対策課

●水資源／水の循環

水は、市民生活や社会経済の発展に必要不可欠な資源であり、水洗化率[※]の向上や都市化の進展などにより生活用水の需要は長期的には増加するものと見込まれています。水資源の確保は21世紀の最も重要な課題の一つであり、水は貴重な資源であるため、節水に対する意識の高揚を図りながら、啓発活動を推進するとともに、県や近隣市町村と連携し、水源を確保することが大切です。

また、できるだけ市域の中で水資源を循環的に利用していくことを目的として、透水性舗装[※]などの透水型施設[※]・設備、開発行為などの際の雨水浸透設備[※]、中水[※]や雨水の利用を推進していく必要があります。



資料 水道事業所総務課

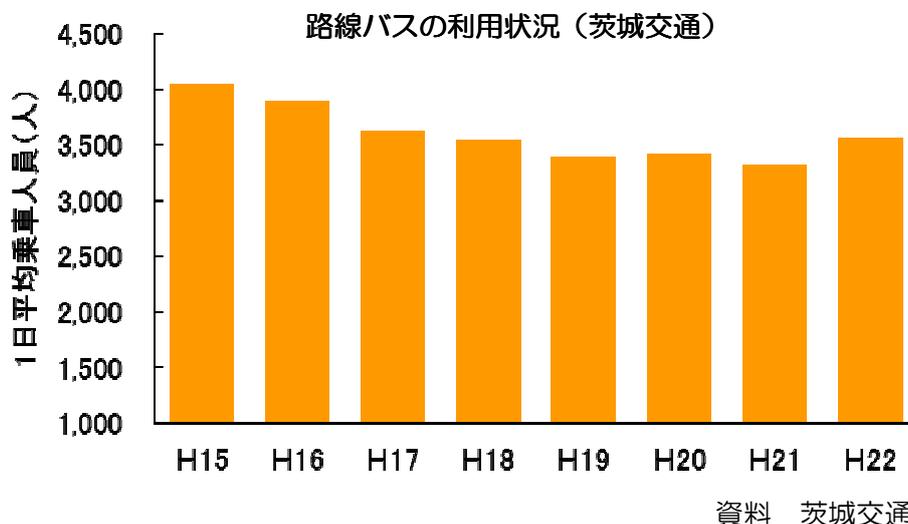
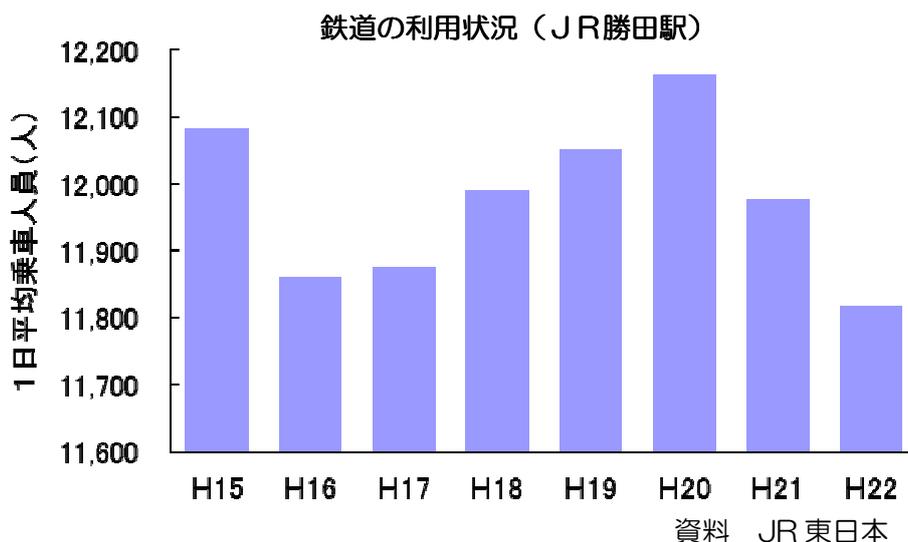
●自動車交通

本市の道路網は、道路網の骨格を形成する都市計画道路を中心とし、隣接市町村を結ぶ国道や県道といった幹線道路と市民の生活を支える市道で構成されています。

市や県では道路整備に努めていますが、幹線道路では交通量の増加に伴う混雑に対応した整備が求められています。安全で円滑な都市活動を確保し、また、車両の滞留時間を短縮させて二酸化炭素*の排出を抑制させることから、計画路線等の整備に努めるとともに、交差点改良や違法駐車*の排除を行って、交通を円滑化させることが必要です。

また、自動車に依存した現在のライフスタイルを見直すことも重要です。バスや鉄道などの公共交通機関の利便性を向上させて、自家用車からの転換を促す必要があります。また、近距離の移動においては、低炭素のまちづくりを進めていくためにも、徒歩や自転車などの利用を促進させる道づくりが必要です。

自動車の利用にあたっては環境への配慮が求められるため、低公害車*の普及、エコドライブ*の推進などの取り組みが必要です。こうした取り組みにあたっては、行政自らがまず率先して取り組み、市民や事業者等に促します。



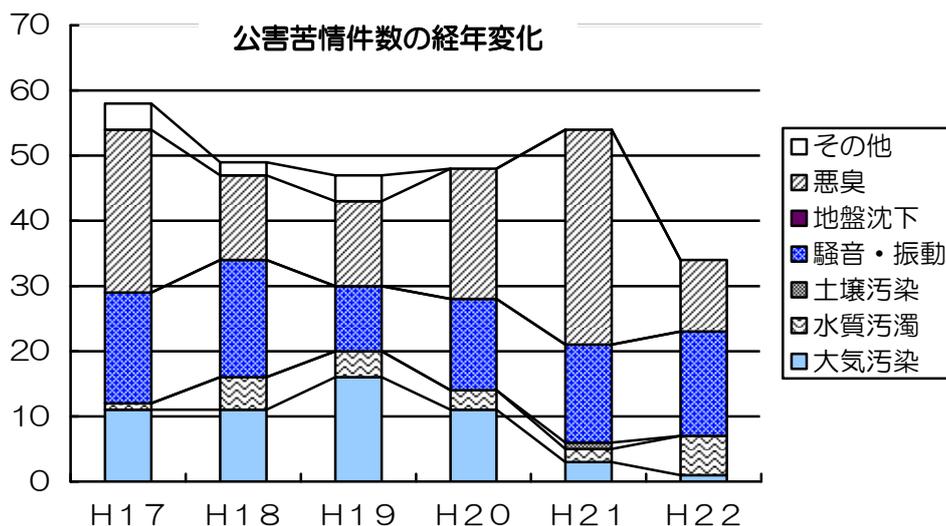
5 生活環境

●公害苦情

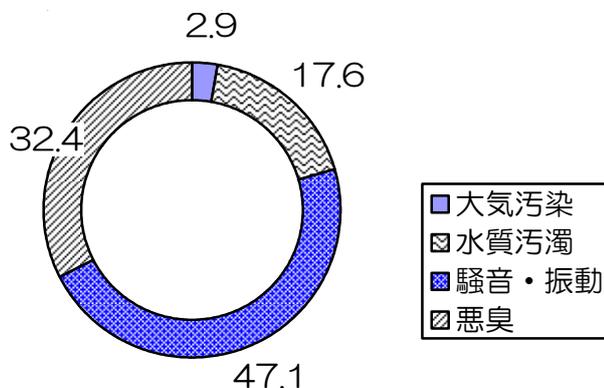
本市の公害苦情は、平成10年から14年にかけてダイオキシン類*問題に絡み、野外焼却等に起因する大気汚染苦情が多数を占めていましたが、平成12年1月に「ダイオキシン類*対策特別措置法」が施行され規制及び対策が実施されたこと及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で野外焼却が原則禁止されたことにより沈静化しています。

しかし、悪臭、騒音と並び大気汚染（粉じんを含む。）は依然として多くの割合を占めています。また、農業等に関連した農薬の散布や畑地等からの土埃、臭気などの苦情も増えています。

近年の公害苦情の特色として個人が発生源となる生活型公害に関する苦情が、毎年一定の件数を占めています。かつては、行政に相談することなく、地域や自らの力で処理されていたと思われる苦情が多くなっており、近隣関係の希薄化が根底にあると考えられます。



H22公害苦情の種類別状況



●大気汚染

本市は、昭和30年代に工業団地の開発により、県下有数の工業都市として発展してきましたが、これに起因する大気汚染が進みました。このため、大気汚染防止対策として、大気汚染防止法の上乗せ規制の適用などによる規制を実施し、その結果、市内の大気汚染は改善されてきました。

本市では、県が市内2箇所に一般環境大気測定局を設置し、大気の汚染に係る環境基準※で定める4物質（二酸化硫黄※、二酸化窒素※、浮遊粒子状物質（SPM）※、光化学オキシダント※）について常時監視をしています。監視物質のうち二酸化硫黄※と二酸化窒素※については環境基準※を達成していますが、浮遊粒子状物質※と光化学オキシダント※については、年間を通して環境基準※を超過する日があります。また、市独自で国道6号線と県道那珂湊那珂線の交差する市毛交差点及び国道245号線の田中後交差点において自動車排出ガス環境濃度調査を実施しており、調査結果については、大気の汚染に係る環境基準※を満たしています。

本市の大気環境は、一時的な環境基準※超過は見られるものの、総じて良好な状態にあるといえます。しかし、常陸那珂港の開港や北関東自動車道の全線開通により、物流を担う大型自動車交通量の増加による環境負荷の増加、平成25年12月に運転開始が予定されている常陸那珂火力発電所2号機と併せ、引き続き環境監視を行っていくことが必要です。

また、平成18年度より大気汚染防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づく立入調査・測定などの事務権限が移譲されたことにより工場・事業場の監視を強化する必要があります。

浮遊粒子状物質※測定結果

地点	年度		H18	H19	H20	H21	H22
	項目						
常陸那珂 勝田測定局	年平均値 (mg/m ³)		0.020	0.020	0.019	0.019	0.019
	環境基準※超過	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数(時間)	0	0	0	0	0
		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数(日)	0	0	0	0	0
ひたちなか 測定局	年平均値 (mg/m ³)		0.022	0.022	0.020	0.019	0.020
	環境基準※超過	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数(時間)	0	0	0	0	0
		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数(日)	0	1	0	0	0

光化学オキシダント※測定結果（常陸那珂勝田測定局）

地点	年度		H18	H19	H20	H21	H22
	項目						
常陸那珂 勝田測定局	昼間の1時間値の年平均値		0.032	0.034	0.032	0.032	0.034
	環境基準※超過日数 (昼間の1時間値が0.06ppm※以上の日数)		52	87	64	57	82

●水質汚濁

河川や海域の水質汚濁は、工場等からの産業排水、生活排水^{*}、水田などの農地からの排水、ごみの投棄などによって引き起こされます。市内を流れる中小河川については、昭和30年代後半から40年代にかけての高度経済成長期に、産業排水や市街地からの生活排水^{*}等の影響により水質汚濁が急激に進みましたが、昭和46年以降、水質汚濁防止法、茨城県公害防止条例（現在の「茨城県生活環境の保全等に関する条例」及び「水質汚濁防止法に基づき排水基準^{*}を定める条例」）市公害防止条例が順次施行されたことにより、工場排水に起因する水質汚濁は改善されてきました。

また、昭和46年度から市街化区域を中心に公共下水道^{*}の整備を進めるとともに、農業集落排水事業^{*}の推進及び合併処理浄化槽^{*}の普及を図った結果、生活排水^{*}に起因する水質汚濁も漸次改善されてきました。

本市を流れる那珂川、早戸川、中丸川、大川、本郷川及び新川の河川並びに海域については、水域類型^{*}の指定を受け環境基準^{*}が設定されています。本市では、那珂川と外洋を除いたこれらの水域について定期的な水質検査を実施しています。水質汚濁に係る環境基準^{*}で定める健康項目^{*}については全水域で環境基準^{*}を達成していますが、生活環境項目^{*}のうち河川のBOD（生物化学的酸素要求量）^{*}について、環境基準^{*}を若干超過する水域が年度によっては見られます。

公共用水域^{*}の汚濁負荷の原因は、那珂川水系^{*}ではまだ60%強が生活排水^{*}に起因しており、引き続き公共下水道^{*}や合併処理浄化槽^{*}の整備などの生活排水^{*}対策を進めるとともに、家庭でできることなど、市民個々の取組も求められます。また、近年のコンクリート護岸による自然浄化作用^{*}の喪失もその一因であるため、河川の浄化や生物の生育環境に配慮した河川整備を進めるとともに、本市は最下流域となっていることから、上流域の自治体及び県との連携強化と広域的な取組も必要となっています。

また、水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づく立入調査などの事務権限が移譲されたことにより、工場・事業場の監視を強化する必要があります。

市内河川及び海域におけるBOD^{*}及びCOD^{*}環境基準^{*}達成状況の経年変化

項目	年度					
	H17	H18	H19	H20	H21	H22
環境基準 [*] 達成地点数（地点）	12	12	13	10	12	10
環境基準 [*] 超過地点数（地点）	1	1	0	3	1	3
環境基準 [*] 適合率（%）	92.3	92.3	100	76.9	92.3	76.9

●騒音・振動

騒音・振動は主として都市部など人口が集中する地域や工場、飛行場、幹線道路などの近くで多く発生する公害であり、公害苦情が比較的多い分野です。本市の公害苦情受理件数でも毎年一定の件数を占めており、工場・事業場に起因するものばかりでなく家庭生活に起因するものも見受けられます。

市内の環境騒音については、概ね環境基準※を達成していますが、一部において環境基準※の超過が見られます。自動車騒音※についても、国道6号や国道245号などの主要幹線道路沿いの一部では環境基準※又は騒音規制法に基づく要請限度※を超過している地点があります。

市内の主要幹線道路沿いの交通振動は、現在までのところ振動規制法に基づく要請限度※を下回っています。

騒音・振動防止対策については、発生源となり得る工場・事業場の監視等を行うとともに、騒音規制法、振動規制法、茨城県生活環境の保全等に関する条例や市公害防止条例等の各種法規制に基づく届出の徹底や基準値の遵守、防止対策の指導を行ってきました。また、市域の生活環境についても測定を実施するなど、実態把握に努めてきました。

今後も引き続き各種法規制に基づく届出や防止対策の徹底を図るとともに、法規制に馴染まない家庭生活における近隣騒音※防止対策として、個々人のマナーの向上など啓発活動の推進も必要となっています。また、自動車騒音※については、法に基づく常時監視を引き続き実施し、国や県、道路管理者などとの連携のもと、自動車交通騒音低減の対策を着実に推進していく必要があります。

●悪臭

本市の悪臭に関する苦情件数は、毎年多くの件数を占めています。発生源としては、製造業と農業が多数を占めていますが、水路や溜池などの水質汚濁に起因する悪臭や焼却行為に伴う悪臭苦情も依然としてみられます。

本市では悪臭に関し、大気汚染や水質汚濁のように定期的な測定は実施していませんが、苦情の発生等により適宜、工場・事業場などへの指導を行っています。引き続き市民や事業者への啓発活動を進めていくことが必要です。

●土壌汚染

本市では、市域の土壌環境の把握、常陸那珂火力発電所からの大気、土壌への影響を把握することを目的として、ほぼ10年サイクルで本市全域を対象に重金属項目を中心とした調査を実施しています。平成11年度にまとめた前回調査では、鉛が約7割の地点で検出され環境基準※を若干超過した地点もありましたが、局所的な超過であり対策をとるようなレベルではありませんでした。他の実施項目については、環境基準※を下回っていました。また、平成15年2月に施行された土壌汚染対策法により、有害物質使用特定施設※を設置していた工場・事業場がその施設の使用を廃止した場合などは、敷地の土壌調査をしなければならず、土壌汚染が判明した場合は対策を実施することとなっています。

土壌は生態系の基盤を形成し、一度汚染されると長期的に影響が残ることなど、環境上極め

て重要な要素であるといえます。また、土壌汚染の多くは大気汚染、水質汚濁や有害廃棄物^{*}の不法投棄により起こることから、関連法令の適切な運用を含めた未然防止の強化が必要です。

●地盤沈下

本市では、現在まで地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下は見られません。

今後とも、地盤沈下を生じさせないように、地下水の適正利用を図っていく必要があります。

●有害化学物質等^{*}

現代の生活には様々な化学的素材、薬品等があふれておりますが、これらに含まれる化学物質の一部においては、環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質）^{*}やダイオキシン類^{*}のように、人の健康や生態系に悪影響を与える物質もあることが明らかになってきました。また、最近天然鉱物であるアスベスト^{*}（石綿）を取り扱っていた事業所の従業員等がアスベスト^{*}に起因する中皮腫などの被害を受けたとの報道がなされ、アスベスト^{*}が建材、工業製品等に広く使用されていたことからあらためて社会問題となっています。

現在これらの化学物質等については、国際的・国家的な取組として調査・研究が進められ、徐々に管理・規制等の体制が整えられつつあります。

本市においても、これらの化学物質等に対する国等の動向に迅速に対応し、市民の不安に応えられるよう、情報の収集や提供、モニタリング体制を含む環境汚染の未然防止のための枠組みを定着させる取組が必要です。

●福島第一原子力発電所事故に係る対策の推進と環境放射線^{*}等の監視

福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質が施設外部に放出され、大気によって広域に拡散されたことによって、本市域でも放射性物質の降下によって空間放射線量が平常時より高い値を示す傾向にあります。国の航空機モニタリング調査において、本市は年間1ミリシーベルトを下回る空間放射線量が低い地域と評価されていますが、局所的には空間放射線量が高い箇所も存在していることから、これらの場所においては空間放射線量の低減を図るため除染等の対策を実施する必要があります。

また、本市に隣接する東海村及び大洗町等には、原子力発電所をはじめ使用済み燃料再処理施設や核燃料製造施設、原子力分野の研究開発を行う原子力事業所が数多く立地しております。

このため、県では、国、市町村、原子力事業所からなる「茨城県東海地区環境放射線監視委員会^{*}」を設置し、原子力施設周辺の環境保全を図るとともに、住民の安全と健康を確保するため、監視計画に基づき環境放射線^{*}量や排水などの監視・測定を行い、その結果について評価しています。

今後も引き続き、茨城県東海地区環境放射線監視委員会^{*}に参画し、周辺環境の安全性を確認していく必要があります。

6 パートナーシップ

●パートナーシップ

本市では市民憲章推進協議会環境部会を中心に、地域の美化活動や緑化活動が行われていたり、地域の公園の管理等も地域住民のボランティアにより行われています。

また、市民、民間団体、事業者及び市が協働で環境保全の活動を行おうと、「ひたちなか市の環境を良くする会」が平成20年3月に設立しました。

今後は、市民、民間団体、事業者及び市の各主体が連携を図りながら、環境保全活動を行っていく必要があります。

●環境教育・環境学習の推進と人材の育成・活用／環境保全活動の実践

平成15年7月に、国民一人ひとりが環境保全について理解し、意欲を高めるとともに、行動に結びつけることをねらいとした「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定され、市では、平成20年3月に、市民、民間団体、事業者、市などが、家庭、地域、学校、職場で環境学習及び環境保全活動を推進する上での方向性を示し、施策を明らかにするとともに、環境学習を実施する際の手引きとなる「ひたちなか市環境学習推進計画」を策定しました。その計画に基づき、小中学生への環境教育の一環として、環境学習副読本を作成し全児童・生徒に配布活用されています。

しかし、市民意識調査では、「環境教育や環境学習が充実しているまち」というイメージに対して非常に否定的でした。

今後は、体験学習に重点を置いた取組から、幅広い実践的人材づくりへと取組を発展させるため、具体的規定を充実させた「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が平成24年10月に施行されます。市では環境講座、環境シンポジウム、ふれあい講座*などを行っていますが、法の趣旨を受けた地域の自然的社会的条件に応じた環境教育の推進、人材の育成と活用のネットワークを整備し、市民の環境保全意欲を高め、活動を促進することが必要です。

●大規模製造業を中心とした高い環境保全意識の浸透／中小事業所の情報・知識不足

市内では、大規模製造業を中心に環境ISO*が認証取得されており、高い環境意識に基づく事業活動が展開されています。一方、中小事業所については、商工会議所などで支援体制を整えています。十分に普及・浸透していません。環境対策施設への設備投資や環境保全体制への投資に困難な状況が継続していることと併せ、市民意識調査において、約2割の事業所が環境問題に取り組む際の課題として「情報・知識不足」を挙げていましたが、多くはこうした中小事業所であると考えられ、支援強化が必要です。

7 環境に対する市民・事業者の意識

本市では、第2次環境基本計画の策定に先立ち、市民や市内の中学生、事業者の環境に関する意識を把握するため、平成23年5月に市民及び事業者を対象に地域環境等に関する市民意識調査を実施しました。市民については、20歳以上の男女を対象とするとともに、次代を担う若い世代の代表として中学2年生を対象とした調査も実施しました。

また、本市では、「ひたちなか市第2次総合計画※後期基本計画」の策定に向け、平成21年12月に市民の生活実態やまちづくりに関する意識調査を実施しました。このうち環境保全に関連する部分の調査結果を併載します。

(1) 平成23年5月調査

対象	配布対象の抽出	配布数	回収数	回収率
市民	20歳以上を無作為抽出（男女比は調整）	2,000	931	46.6%
中学生	市内中学校（9校）から2年生各校1クラス	287	287	100.0%
事業者	商工会議所会員事業所	2,000	635	31.8%

(2) 平成21年12月調査

対象	配布対象の抽出	配布数	回収数	回収率
市民	20歳以上を無作為抽出	3,000	1,134	37.8%

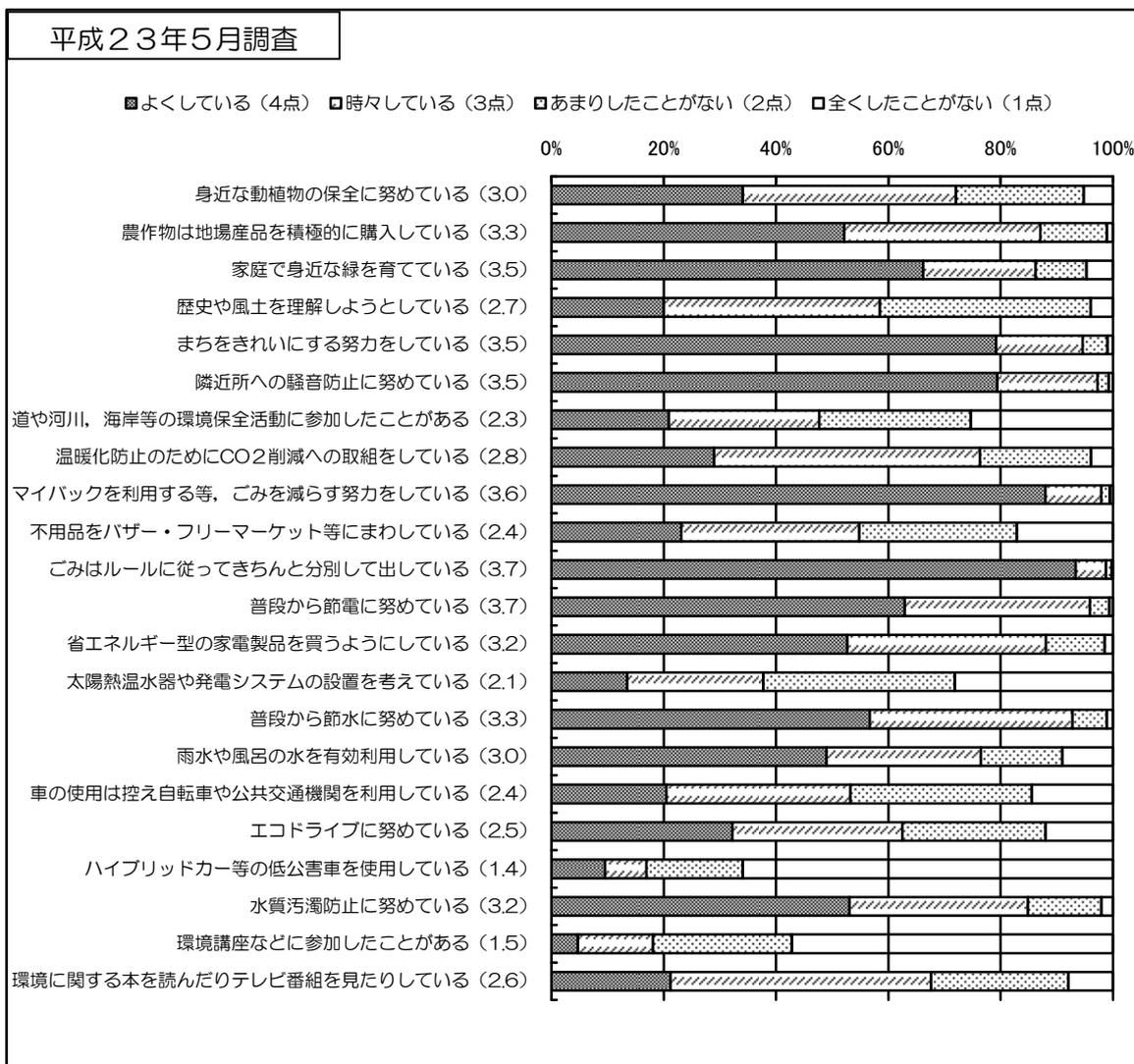
市民の環境に対する意識（1）

環境に対する意識や行動

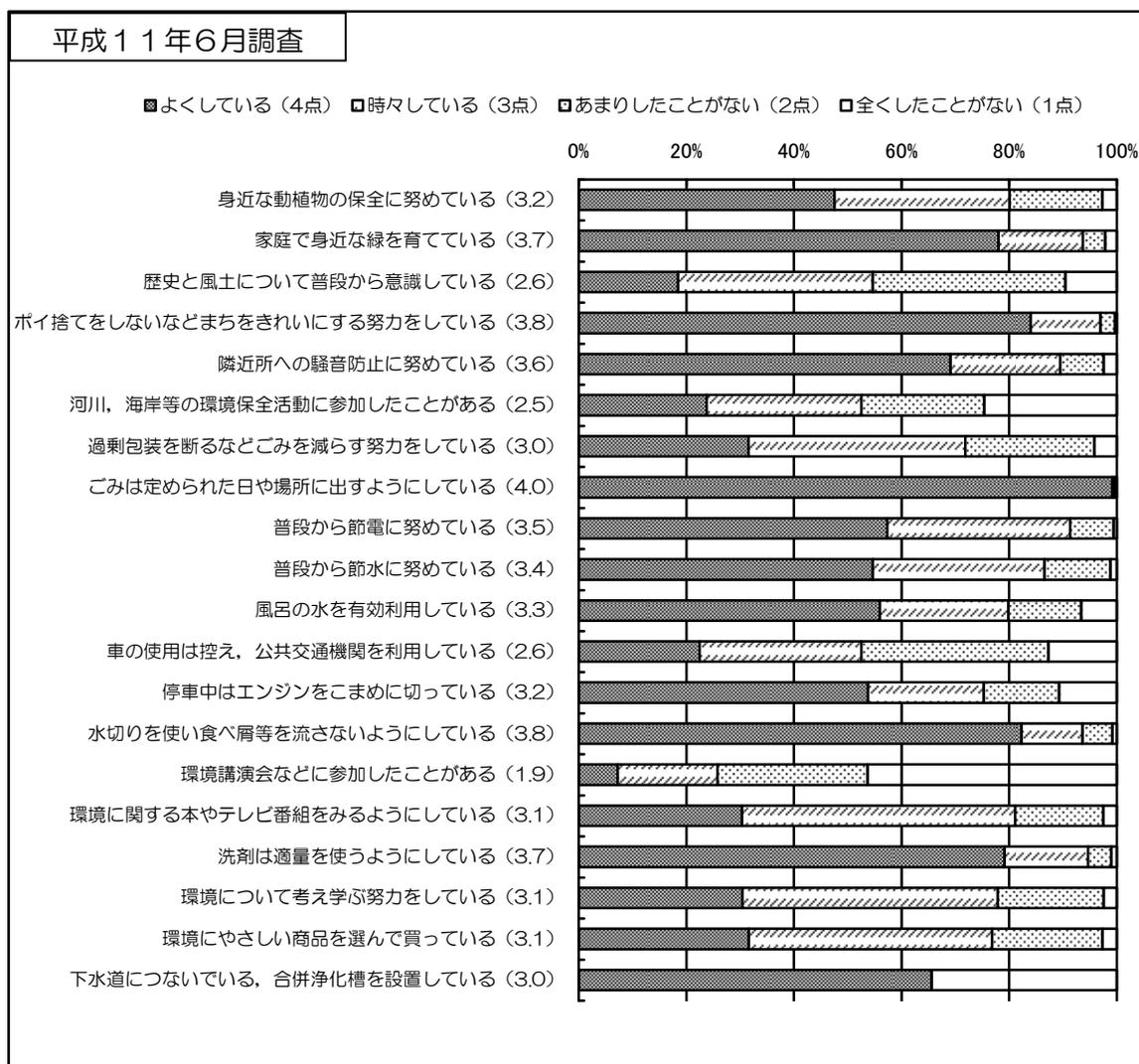
●環境に対する意識や行動についてうかがいます。各項目について「よくしている」から「全くしたことがない」の中からあてはまるものを1つ選んでください。

「ごみの分別」、「まちをきれいにする」、「節電」、「騒音防止」は、前回調査と同じくよく行われています。また、「マイバック*を利用する」が増えてごみを減らす意識は高くなっています。

しかし、「環境講座への参加」など積極的な活動は、前回同様あまり行われていません。



第2章 ひたちなか市の環境の現状と課題

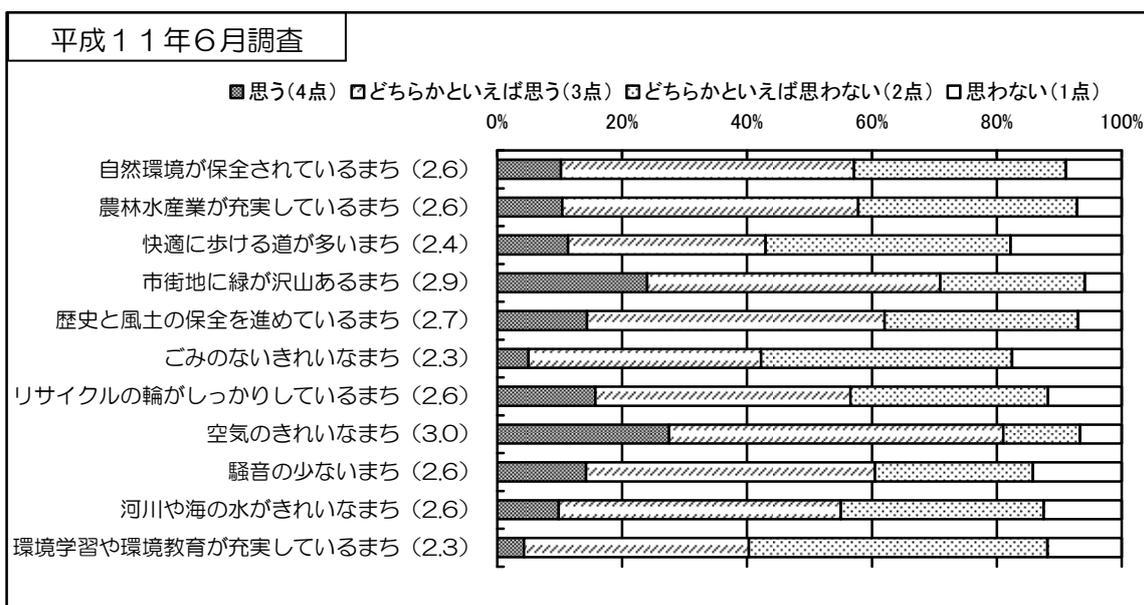
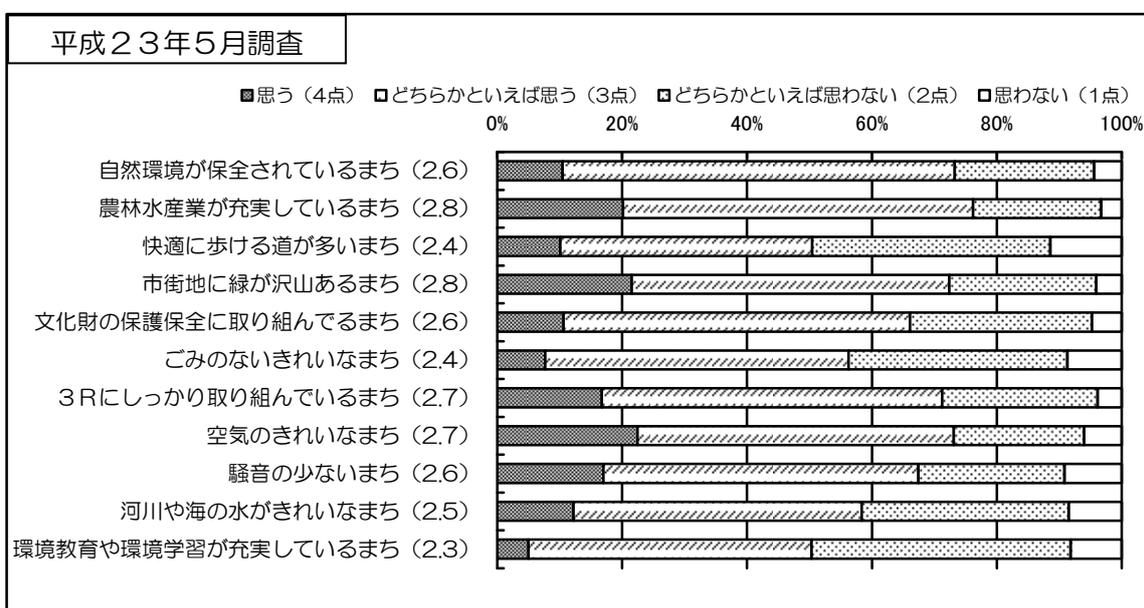


市民の環境に対する意識（2）

市の環境に対するイメージ

●ひたちなか市の環境についてうかがいます。各項目について「思う」から「思わない」の中からあてはまるものを1つ選んでください。

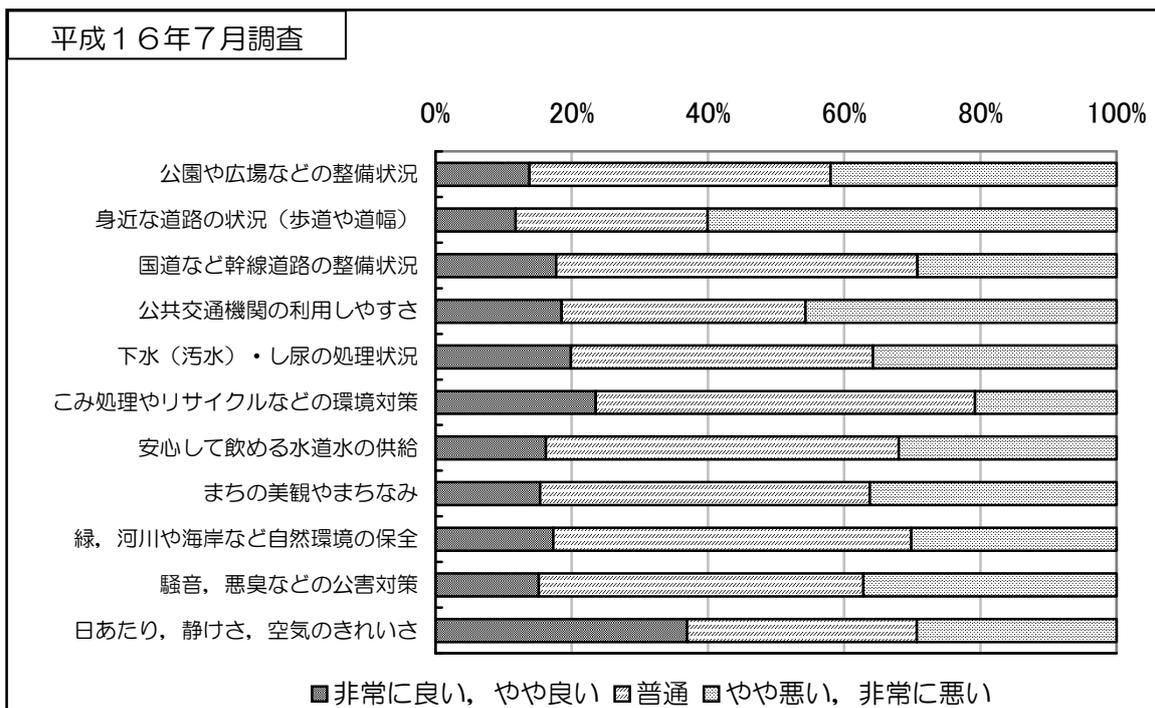
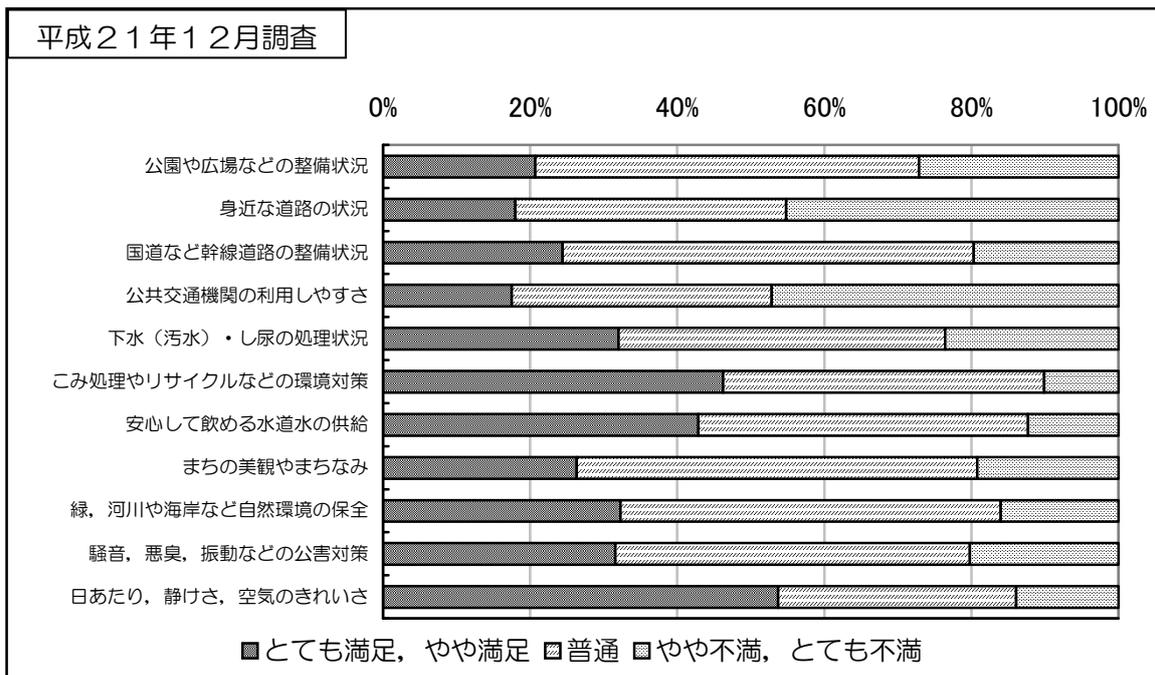
「市街地に緑が沢山あるまち」、「3R※にしっかり取り組んでいるまち」、「空気のきれいなまち」は、前回と同じく認識が高くなっています。しかし、「環境教育や環境学習が充実しているまち」は、前回同様に低い認識となっています。



第2章 ひたちなか市の環境の現状と課題

●あなたは、今の暮らしについてどの程度満足していますか。あてはまる項目を1つ選んでください。(総合計画*調査抜粋)

前回調査と比べると、全体的に満足度が高くなっており、特に「日あたり、静けさ、空気のきれいさ」「ごみ処理やリサイクル*などの環境対策」では約50%の人が満足と感じております。

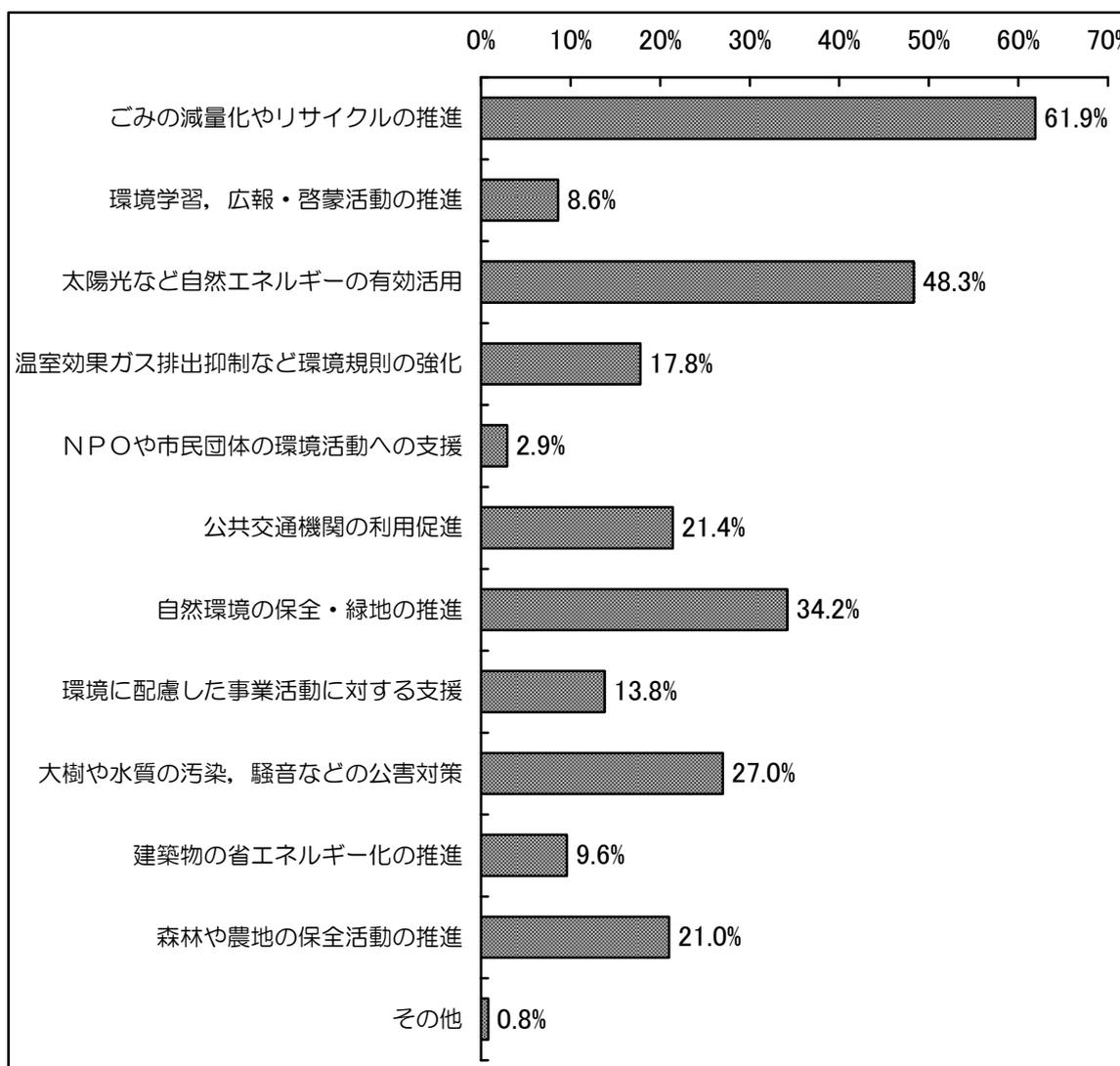


市民の環境に対する意識（3）

環境問題への対応

●今後、環境問題に対してどのような取り組みが重要になるとお考えですか。（総合計画※調査抜粋）（複数回答可：3つまで）

「ごみの減量化やリサイクル※の推進」が最も高く、次に「太陽光など再生可能エネルギー※の有効活用」となっています。今後は、循環型社会※や低炭素社会への取り組みが重要となっていくでしょう。

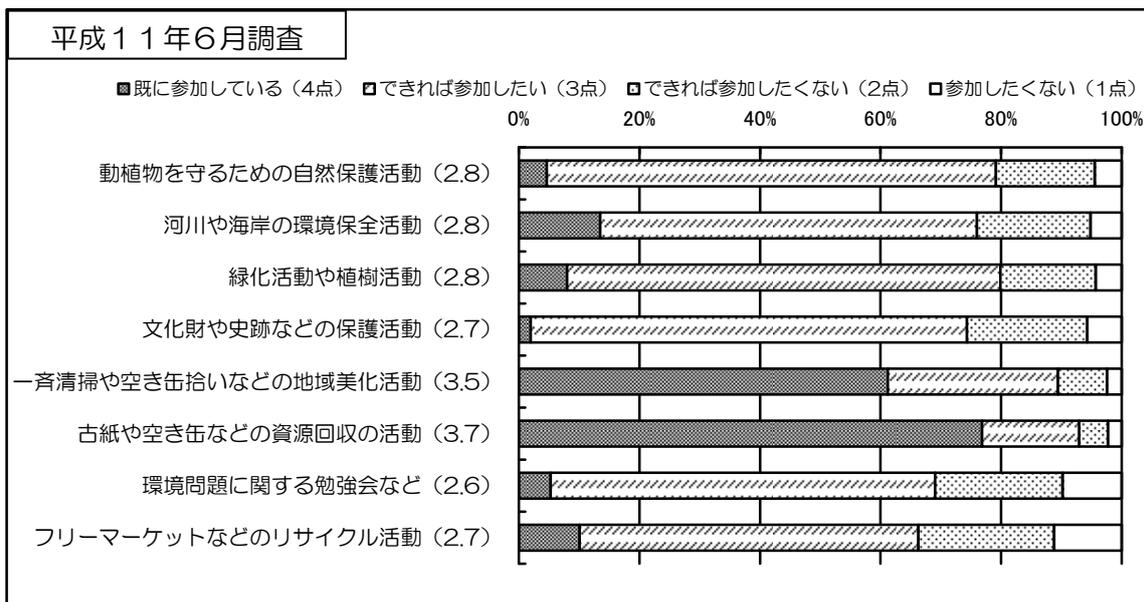
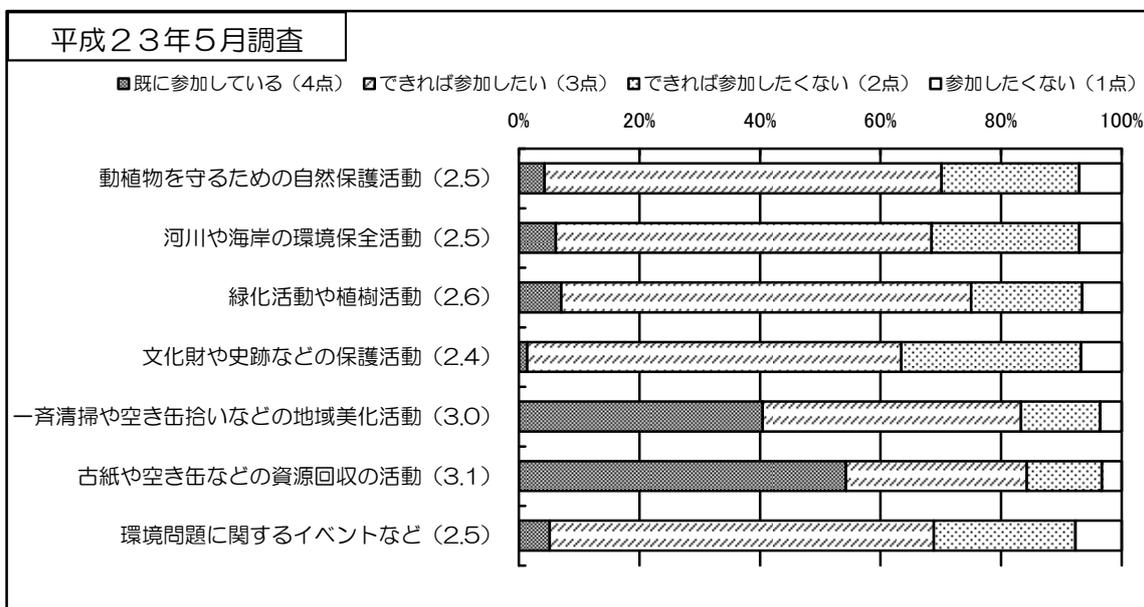


市民の環境に対する意識（3）

環境保全活動への参加意欲

●地域の環境保全活動への参加意欲についてうかがいます。各項目について「既に参加している」から「参加したくない」の中からあてはまるものを1つ選んでください。

「古紙や空き缶などの資源回収の活動」、「一斉清掃や空き缶拾いなどの地域美化活動」は参加意欲が高くなっています。しかし、前回と比べると全体的に消極的になっています。

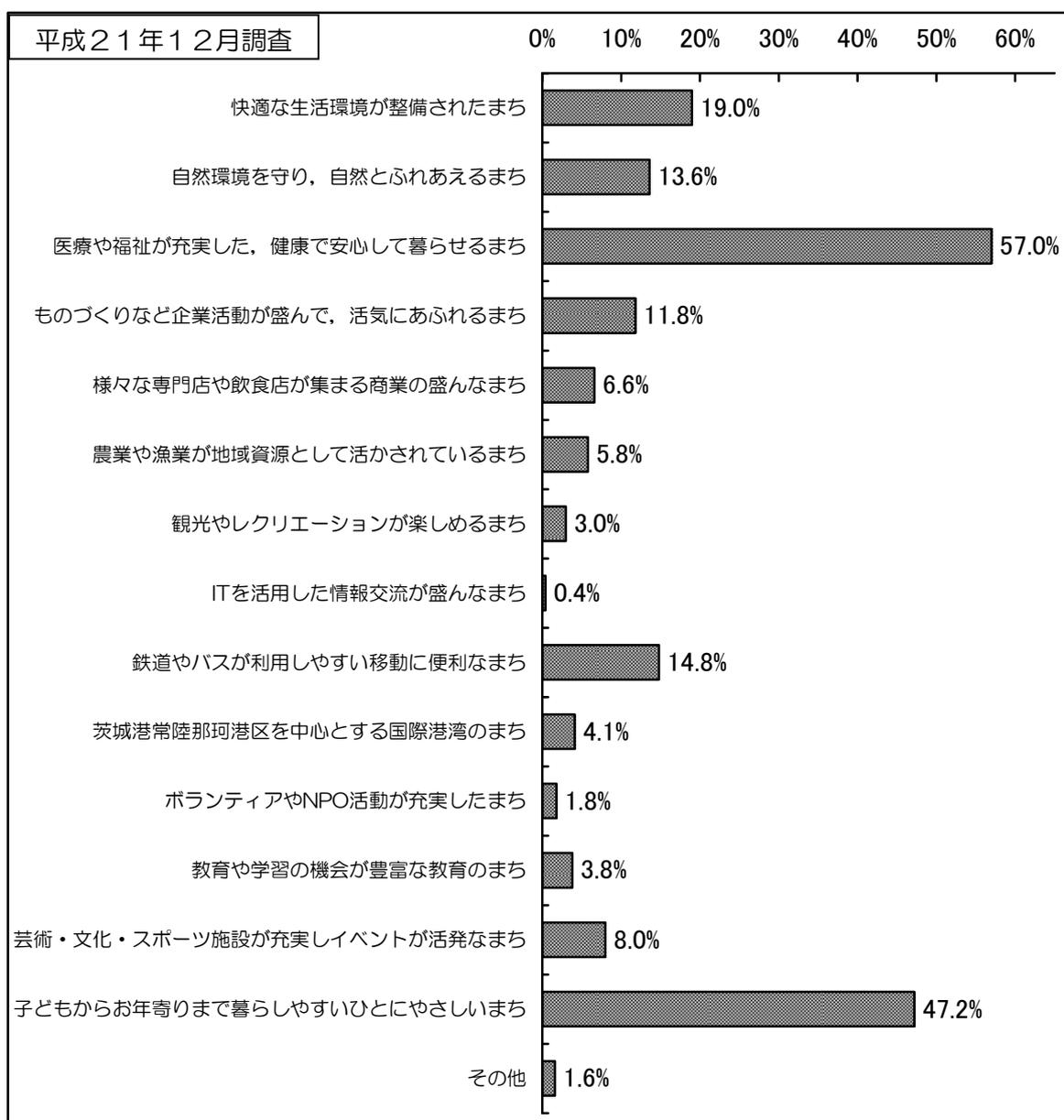


市民の環境に対する意識（４）

まちづくりにおける環境の保全

●ひたちなか市が将来どのようなまちとして発展することを望みますか。（総合計画※調査抜粋）（複数回答可：2つまで）

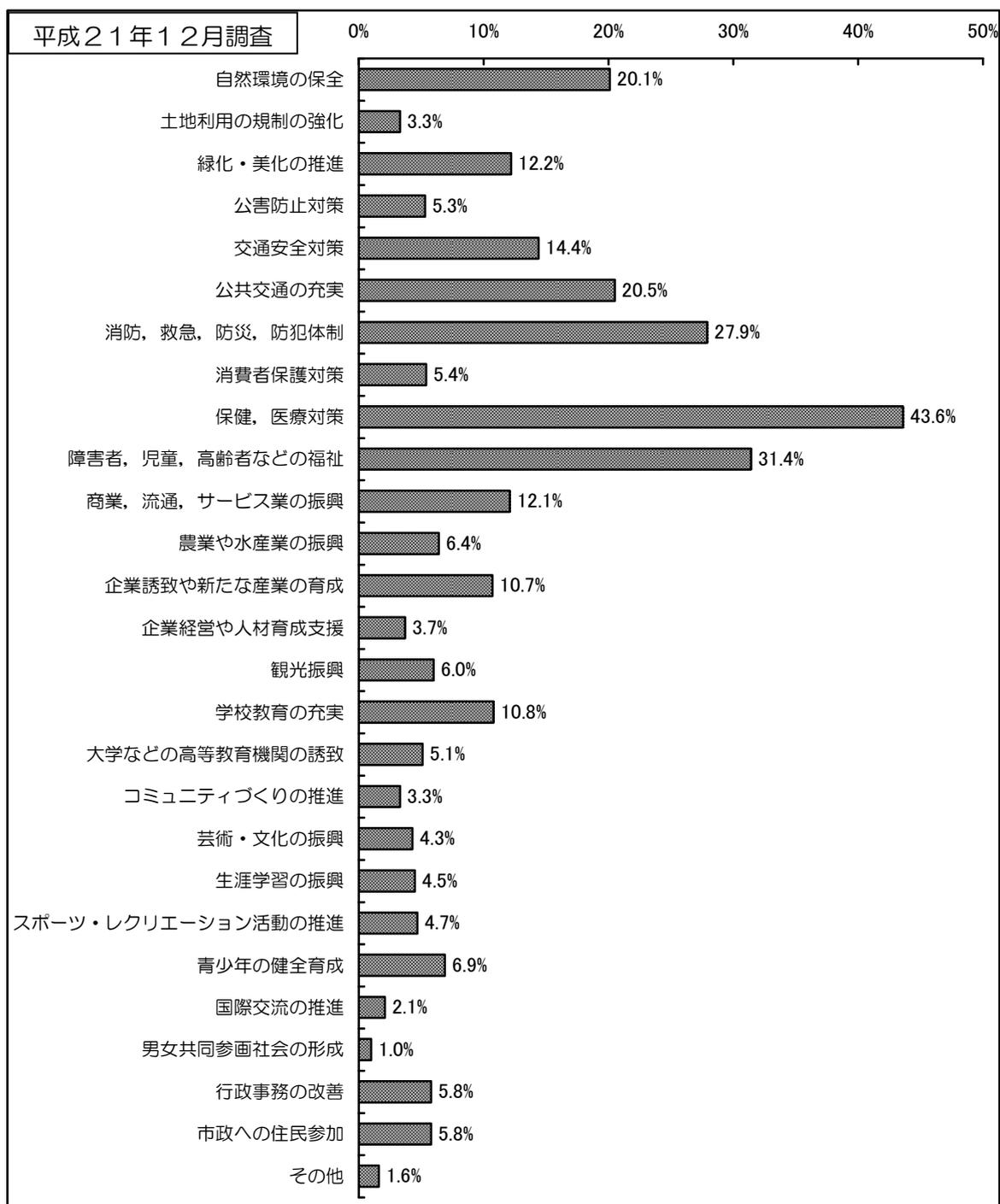
「医療や福祉が充実したまち」「ひとにやさしいまち」が突出して要望が高いですが、「快適な生活環境が整備されたまち」「自然環境を守り、自然とふれあえるまち」「鉄道やバスが利用しやすい移動に便利なまち」についても要望を持っています。



第2章 ひたちなか市の環境の現状と課題

●あなたの身近をみて暮らしやすいまちづくりを進めるうえで、これから力を入れてほしいと考える施策はなんですか。（総合計画*調査抜粋）（複数回答可：3つまで）

「保健・医療対策」,「障害者・児童・高齢者などの福祉」や「消防・救急・防災・防犯対策」などの要望が高くなっていますが,「自然環境の保全」も力を入れてほしいと考える市民の割合が全体から見ると高い水準になっています。

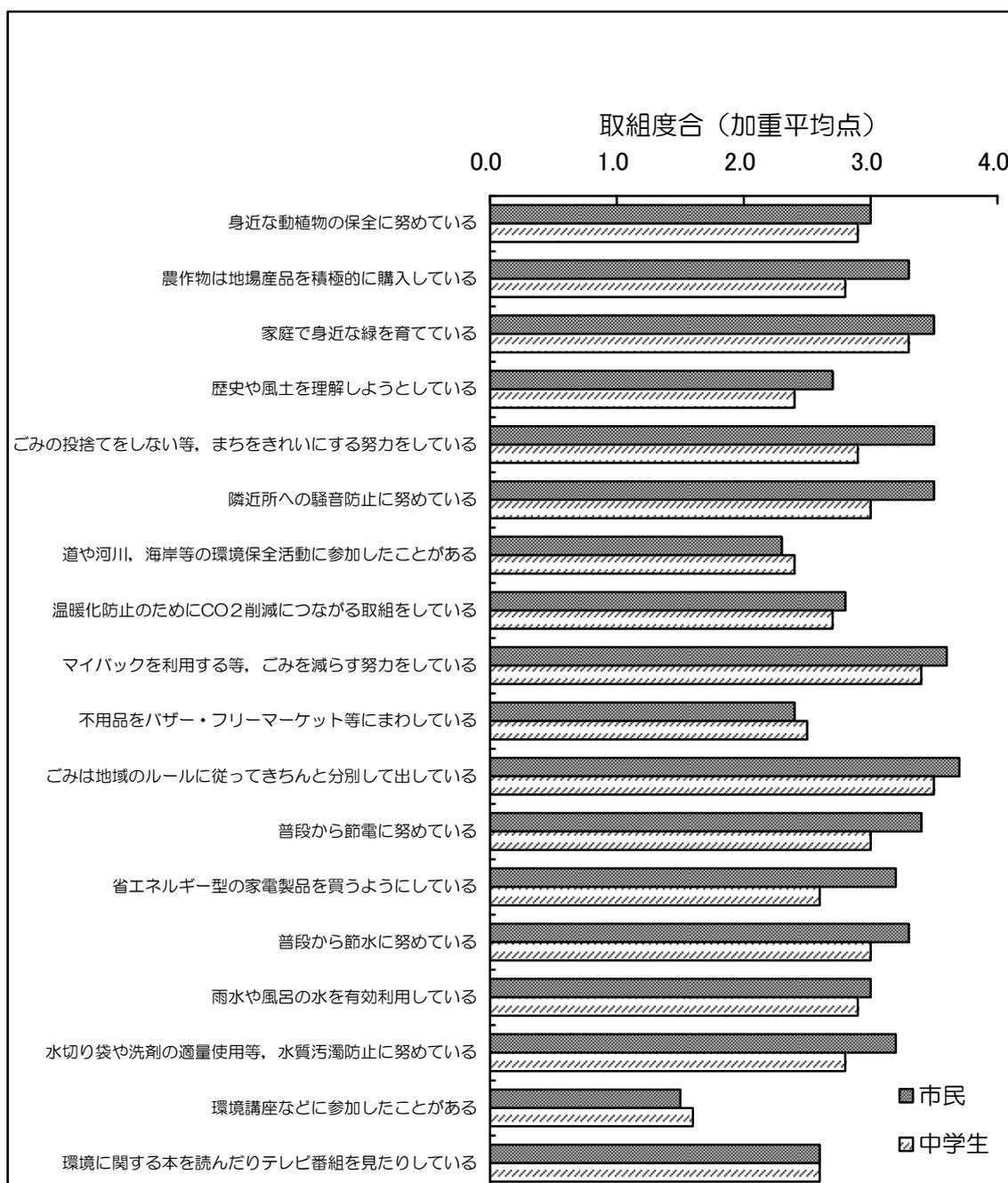


市民（20歳以上）と中学生の環境意識の比較（1）

環境に対する意識や行動

- 環境に対する意識や行動についてうかがいます。各項目について「よくしている」から「全くしたことがない」の中からあてはまるものを1つ選んでください。

ほぼすべての項目において、市民に比べ中学生の取組割合が低くなっています。



市民（20歳以上）と中学生の環境意識の比較（2）

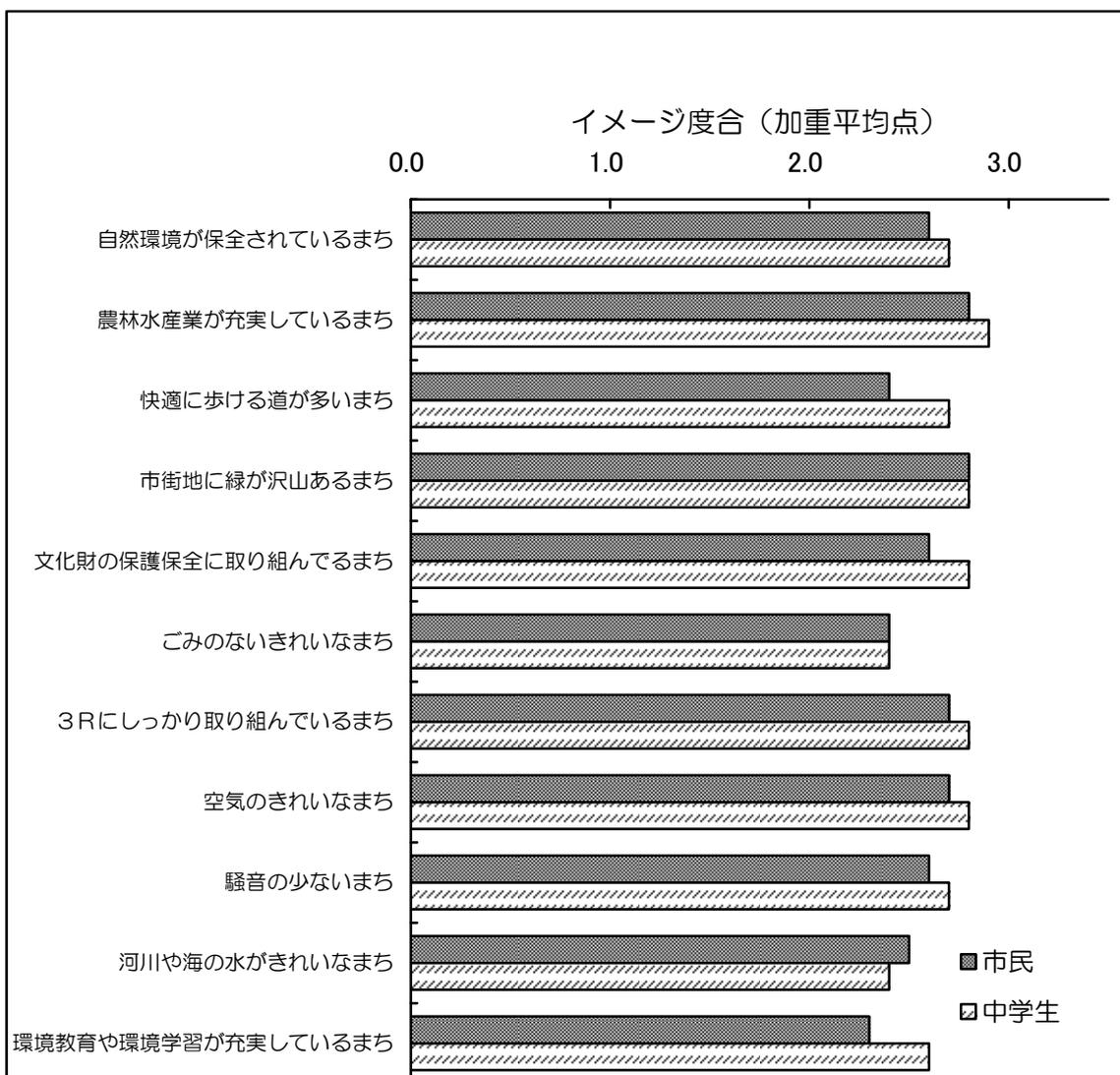
市の環境に対するイメージ

●ひたちなか市の環境についてうかがいます。各項目について「思う」から「思わない」の中からあてはまるものを1つ選んでください。

全体的に、中学生は市民に比べ市の環境に対して良いイメージを抱いております。

特に「農林水産業が充実しているまち」「市街地に緑が沢山あるまち」「3R*にしっかり取り組んでいるまち」「空気のきれいなまち」といった項目で、良いイメージを持っています。また、「環境教育や環境学習が充実しているまち」では、市民より特に良いイメージを持っています。

しかし、「ごみのないきれいなまち」については、市民と同様にあまり良いイメージがないようです。

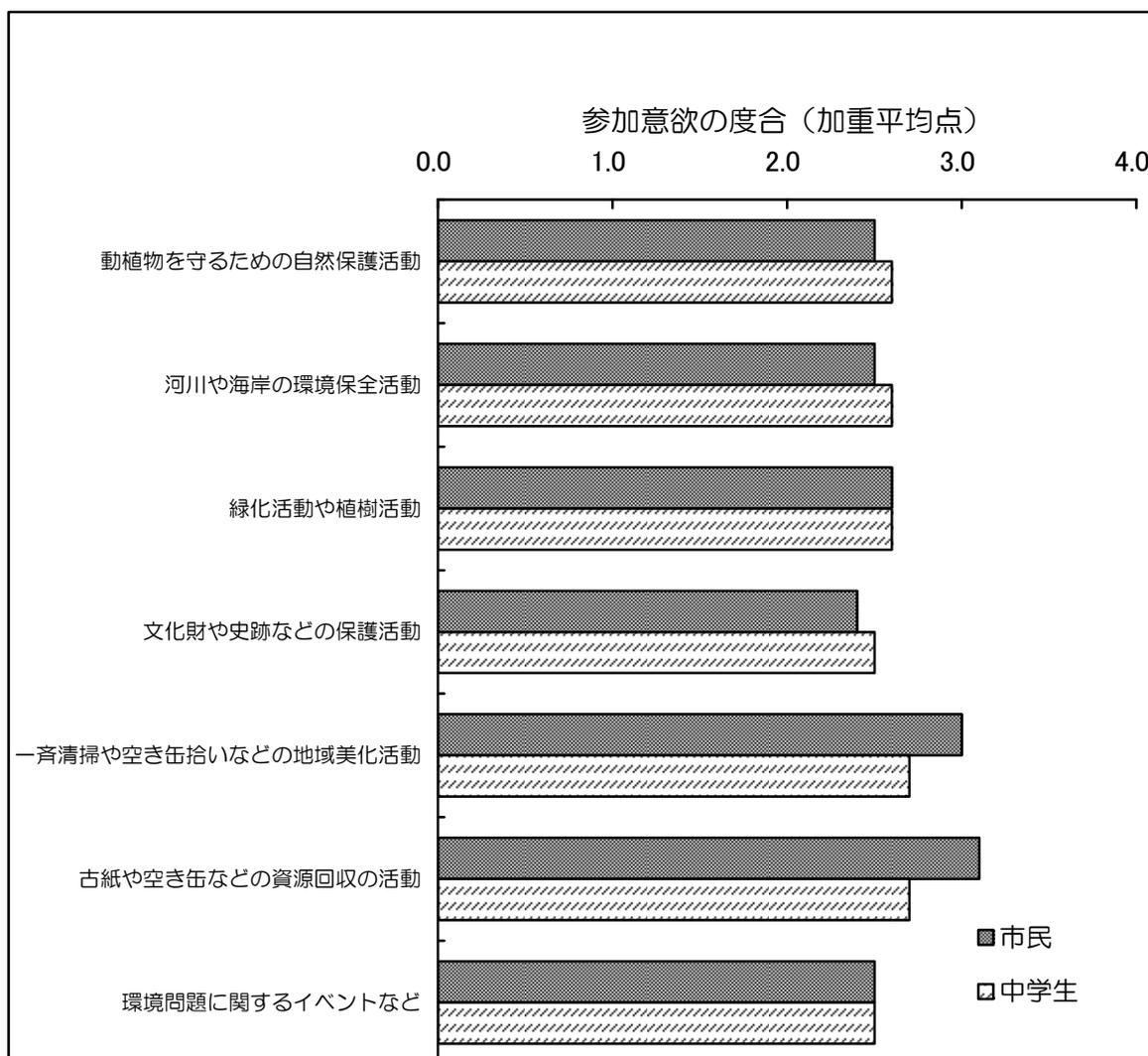


市民（20歳以上）と中学生の環境意識の比較（3）

環境保全活動への参加意欲

●地域の環境保全活動への参加意欲についてうかがいます。各項目について「既に参加している」から「参加したくない」の中からあてはまるものを1つ選んでください。

全体的に、中学生も市民と同様に環境保全活動への参加意欲は低いようです。



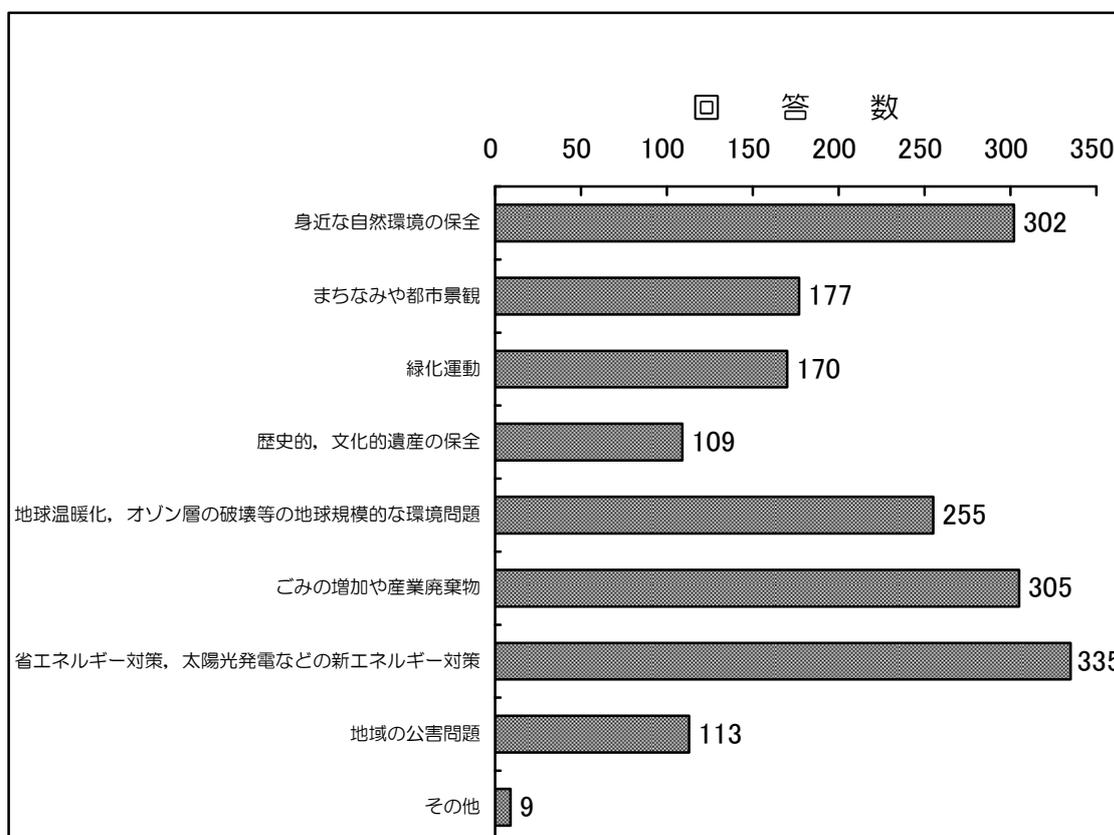


事業者の環境意識（1）

環境問題への意識

● 貴社の関心がある環境保全や問題について、次の中から当てはまるもの全てに○印をつけてください。

事業者は、「省エネルギー対策、太陽光発電*などの新エネルギー*対策」が最も関心があり、次には、「身近な自然環境の保全」や「ごみの増加や産業廃棄物」問題について関心を持っています。



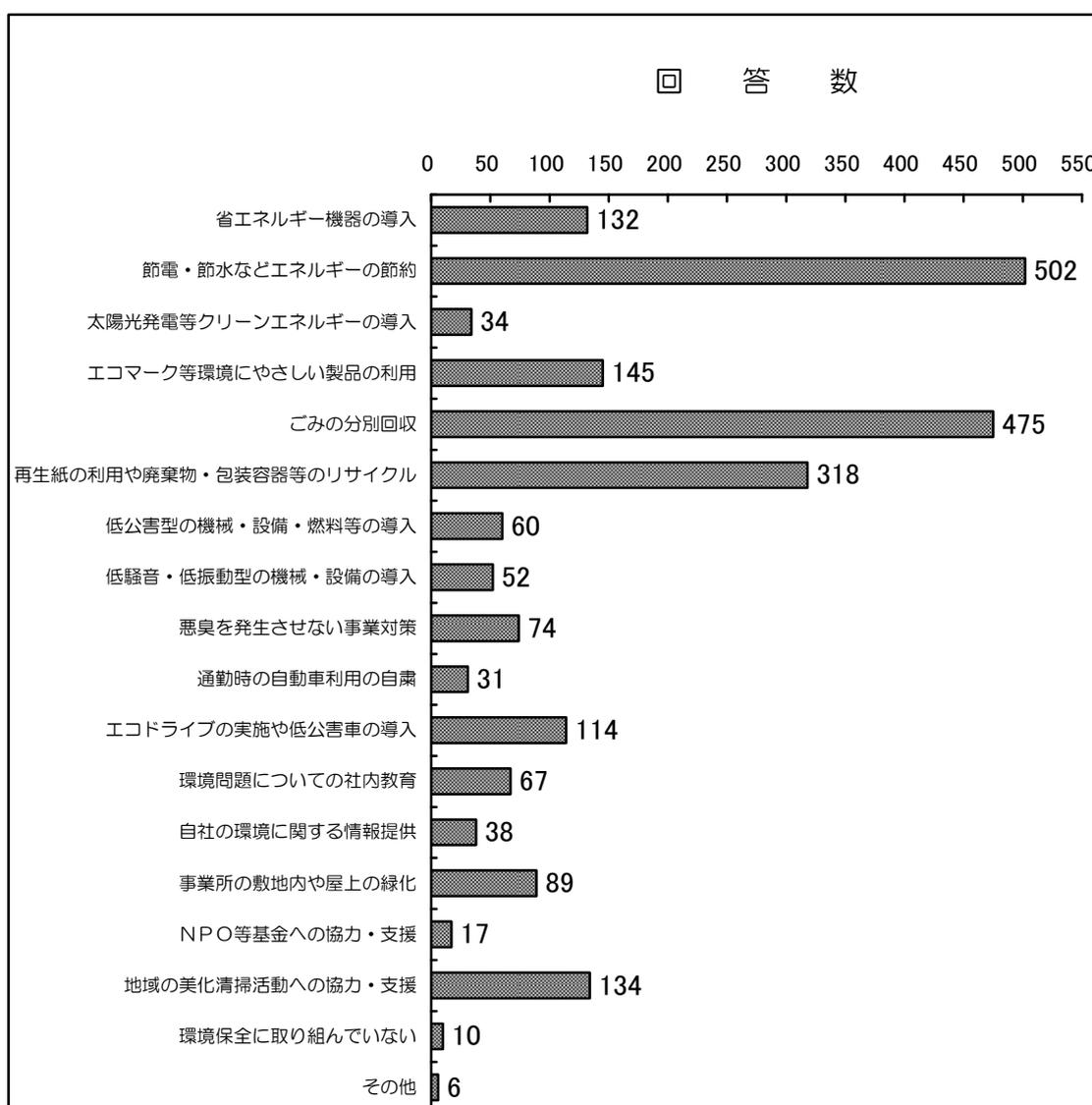


事業者の環境意識（2）

環境問題への取組

●貴社（事業所）では、環境保全についてどのような取り組みを行っていますか。次の中から当てはまるものすべてに○印をつけてください。

事業所が行っている取組は、「節電・節水などエネルギーの節約」が最も高く、次には「ごみの分別回収」「再生紙の利用や廃棄物・包装容器等のリサイクル※」が高くなっています。

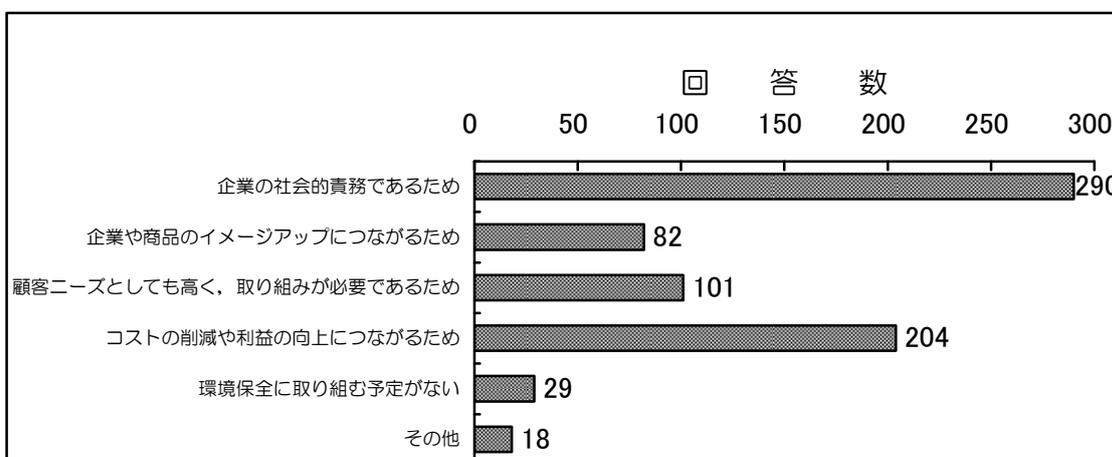


事業者の環境意識（3）

環境問題に取り組む理由

- 貴社（事業所）が環境保全に取り組んでいる理由、または今後の取り組みの予定について、次の中から当てはまるものすべてに○印をつけてください。

事業所が環境問題へ取り組む理由としては、「企業の社会的責務である」が最も高く、次に「コストの削減や利益の向上につながる」ことも理由としています。

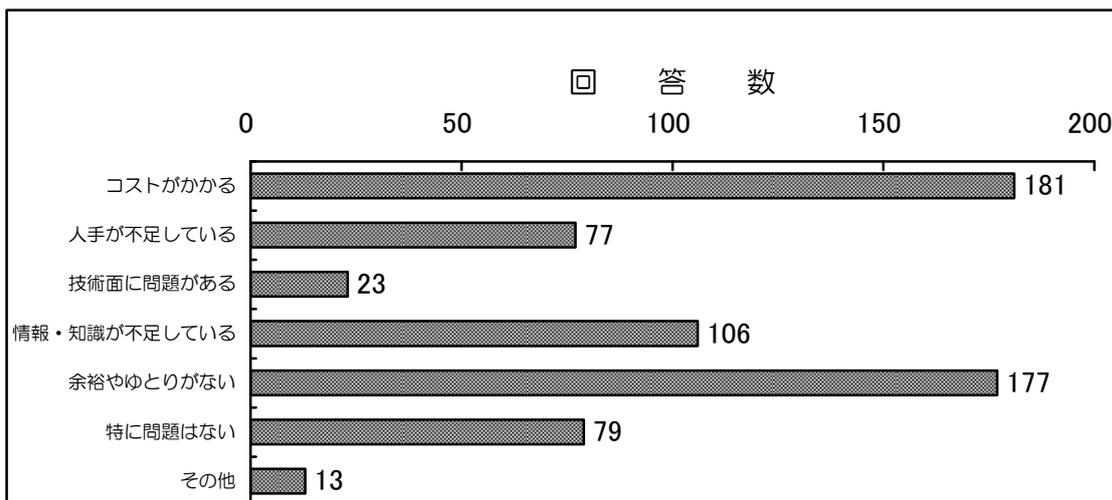


事業者の環境意識（4）

環境問題に取り組む際の課題

- 貴社（事業所）が環境保全に取り組む際の課題、または取り組めない理由について、次の中から当てはまるものすべてに○印をつけてください。

事業者が環境問題に取り組む際の課題としては、「コストがかかる」「余裕やゆとりがない」が非常に高くなっています。

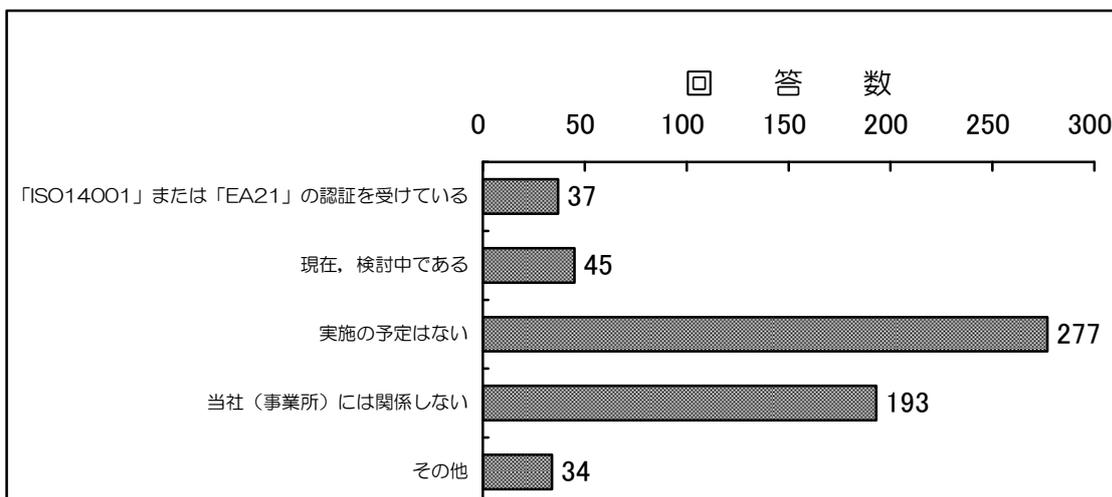


事業者の環境意識（5）

環境マネジメントへの取組

- 貴社（事業所）の「ISO14001※」または「EA21（エコアクション 21）」など環境マネジメントへの取り組み状況について、次の中から1つに○印をつけてください。

事業者の環境マネジメントへの取り組み状況は、「実施予定はない」が高く、普及啓発への課題とあげられます。



事業者の環境意識（6）

環境マネジメントへ取り組む際の課題

●貴社(事業所)が環境マネジメントに取り組む際の課題, または取り組めない理由について, 次の中から当てはまるものすべてに○印をつけてください。

事業者が環境マネジメントに取り組む際の課題としては、「コストがかかる」「余裕やゆとりがない」「情報・知識が不足している」が多くなっています。

